

平成21年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年3月12日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	3月12日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	助 役	水野 一郎
	行政改革 推進室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	部 長	坂井 正善	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報 課 長	鈴木 智久		
	民 生 部	部 長	石原 敏男	次 長 兼 高齢介 護課長	齋藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	環境課長	上田 実
		福 祉 ・ 児童課長	佐藤 一夫		
	産 業 部 建 設	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工 課 長	佐野 宗夫	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		都市計画 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	加賀 松利		
	水 道 部	次 長	大河内幹夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治	消防本部 総務課長	浅野 睦
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹
小中学校 給食セン ター所長		村上 勝芳			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第28号 蟹江町介護従事者処遇改善臨時特例基金設置条例の制定について
- 日程第2 議案第29号 蟹江町行政改革推進委員会設置条例及び蟹江町総合計画審議会条例の一部改正について
- 日程第3 議案第30号 平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 議案第31号 平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	山田乙三	①「食文化と地産地消」を質す……………	184
		②「消防団員不足の常態化」打開策を問う……………	191
2	林英子	①小・中学校の教育環境について……………	195
		②介護保険の見直しに向けて……………	203
3	松本正美	①高齢者福祉の充実を図れ……………	212
		②環境・エネルギー対策を問う……………	224
4	米野秀雄	ふるさとの創成「テーマパークの造成」について……………	232
5	菊地久	「名古屋市」合併に向けて研究会の発足を……………	236
6	伊藤俊一	①不登校児童生徒の現状とその対応について……………	248

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成21年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻前にご参集いただきましてまことにありがとうございます。

西尾張シーエーティーヴィより本日及び明日の撮影放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により撮影、放映することを許可をいたしました。

皆さんのお手元に議案第28号から議案第31号まで、議会運営委員会報告書が配付をしてあります。また、議案第7号に対し請求のありました資料は防災建設常任委員会に、小原喜一郎君、菊地久君から請求のありました議案第11号の資料、山田邦夫君から請求のありました議案第17号の資料が配付をしてあります。なお、議案第11号の資料は最終日に説明をお願いいたします。

ここで、水野副町長より発言の申し出がありましたので、許可をいたします。

○副町長 水野一郎君

議長のお許しをいただきましたので、4議案のうち議案第29号の議案の提案に先立ちまして、私のほうからおわびを申し上げたいと思います。

この議案につきましては、本来でありますと議会の初日に議案第1号として提案をさせていただきました蟹江町室及び部設置条例の一部改正に関連いたしまして上程すべきところ、見落としておりまして、きょう追加提案をさせていただくことになりました。大変申しわけございませんでした。今後は十二分に注意を払い、事務の執行に当たりたいと思いますので、どうかお許しを賜りたいと思います。お願いいたします。

○議長 奥田信宏君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る10日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、去る10日の予算審議終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告をさせていただきます。

まず最初に、意見書の取り扱いについてであります。

12月定例会からの継続分3件と12月定例会以降に提出されました4件、合わせて7件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書、この1件は全会派の賛同が得られましたので、本定例会最終日で採択することになりました。

また、アからカの6件につきましては全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。なお、継続審議はございませんでした。

次に、追加議案についてであります。

(1) 議案第28号「蟹江町介護従事者処遇改善臨時特例基金設置条例の制定について」

(2) 議案第29号「蟹江町行政改革推進委員会設置条例及び蟹江町総合計画審議会条例の一部改正について」

(3) 議案第30号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）」

(4) 議案第31号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）」

以上4件を本日追加議案として冒頭に上程し、そのうち(1)の条例制定案及び(2)の条例改正案は総務民生常任委員会へ付託し、(3)及び(4)の補正予算案は精読とすることに決まりました。

なお、総務民生常任委員会は一般質問終了後に開催し、審議をお願いすることになりました。

なお、4件とも最終日に審議・採決をいたします。

裏に移っていただきまして、次に、議会関係規則についてであります。

全員協議会・各派代表者会・議会広報編集委員会を協議または調整を行う場として明確化することについて協議いたしましたところ、なお研究の余地がありということで、今回は項のみの変更をすることに決まりました。したがって、議案第32号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」を最終日に上程し、審議・採決することになりました。

次に、代表質問の通告制についてであります。

項目のみを通告することを基本とすることに決まりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、臨時議会の開催についてであります。

(1)の税条例の改正に伴う開催でございますが、例年4月中旬ごろまでに開催をされておりましたが、国の動向により前後することもありますので、日程が決まり次第お知らせいたします。また、(2)の議会役員改選に伴う開催でございますが、日程は5月12日火曜日に決まりましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、第2回定例会の6月議会の日程が決まりました。お手元に配付のとおりでございますのでよろしくお願いをいたします。

最後に、防災建設常任委員会の所管事務調査についてであります。

最終日に委員長から報告をしていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

なお、委員会閉会后に各派代表者会を開催をいたしまして、議員報酬の引き下げ（1年分10%カット）について協議をいたしました。これにつきましては21フォーラムから提案がさ

れていたわけでありますが、協議をいたしましたところ、引き下げは行わないということに決まりましたので、ご報告をさせていただきます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第28号「蟹江町介護従事者処遇改善臨時特例基金設置条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、介護従事者の賃金について、一定の被保険者の負担軽減のために設けられた基金だということではありますが、これは先ほど部長は、3,600円を500円にしたと、100円程度がその分だとおっしゃるけれども、計算するともっと安くできるんじゃないかなというような気がするんですけども、蟹江町の枠というのはどのくらいのものなんでしょうか。

それからもう一つは、これはたまたま私、今度の一部事務組合の決算の報告を見ていてもそうですけれども、預金利子の利率が少し違うようですが、愛西市はそうのようですけども、どうも聞いてみますと、愛西市の場合は短期の公債ですね、これなどを使ってかなりいい利息を入れているというようなことがあるようですけれども、弥富市もどうもそれにならったということがあるようですけれども、第3条に関連して、そういうような利用方法というのはないかどうか聞かせていただければなというふうに思うわけでありまして。

それからもう一つ、この基金条例は期限は定められているんでしょうか。

この3点について伺います。

○議長 奥田信宏君

今、小原君の質疑に関してであります。簡単に答弁はさせますが、これは一応総務民生常任委員会付託ということになっております。内容については総務委員会のほうで、もし細かいことをお聞きになりますなら、委員会のほうでお尋ねをお願いいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えいたします。

この後ご提案される予定でございますが、議案第31号介護保険の補正予算（第4号）にのっております1,435万7,000円、これがその総額でございます。

それから、利子等につきましての運用につきましては、私どもではちょっとわかりかねますので、この場でのお答えは控えさせていただきます。

それから、議案の最後に附則を見ていただきますと、附則の2項で24年3月31日をもって執行するという規定を設けてございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○会計管理者・会計管理室長 加賀松利君

お答えさせていただきます。

一応基金利子については運用基準という、歳計現金もそうですけれども、運用基準というのを設けて操作しております。

○議長 奥田信宏君

それでは、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第2 議案第29号「蟹江町行政改革推進委員会設置条例及び蟹江町総合計画審議会条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 議案第30号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○13番 伊藤正昇君

定額給付金の人数の把握は2月1日でよろしいですか。それをちょっと発表してもらわなきゃいけないんだな、これ。

○総務部長 坂井正善君

議員おっしゃるとおりでございます。

○10番 菊地 久君

まず第1点、国庫から来る収入でございますけれども、これは3月31日までに入るというふうに解釈をされているのかどうか、これが第1点。最終5月でもいいんですが、一応いつ現金が入るかということね。

それから2つ目、事務を一生懸命おやりになっていると思いますけれども、町民の皆さん方に発送して自宅へ届く中身の文章だとか内容を書いたものは、いつの時点で皆さんのおもとに届くのか、2つ目。

それから3つ目、中身について振り込みだとか現金だとかそれらの日にち等々は、先ほど言いましたようにどのような形に今おやりになっておるのか。まずはそこまで。

それから、会計処理の問題でございますけれども、国庫補助金になっています。この事業というのは我々から見ると、お国が勝手に決めて勝手にやる事業でありますけれども、こういう自治体、町村で事業主体と同じような扱いになっておるわけですね。だから、国庫補助金なんです、補助なんです。事業主体は国ではないのか。ところが、これを見ると補助金で来るということは、事業は蟹江町がやるよと。だからやっていただいた金に対する補助、99%か100%かわかりませんが、一応補助という形で入ってきておるわけですね。だから、それはいかがなものかと。どういう理解をしたらいいのかという点、これについてお尋ねをまずしたいと思います。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず事務費、それから事業費につきましては概算要求しておりますので、事務費につきま



しては概算ではありますが、年度内に入るというふうに聞いております。それからあと、申請書及びそれに伴います留意事項などにつきます案内文、これにつきましては一応同封するというので、発送は3月末日、大体27日にできればなというふうには思っております。それで普通郵便でお出ししますので、大体4月2日ぐらいまでには皆さんのところに、27日発送であればお手元にお届けできるのかなというので、4月2日から窓口のほうの受付事務を開始します。郵送につきましては、随時これ届いたところから町のほうに、返信用の中に封筒を同封しておりますので、それでもって郵送で申請もできますので、そちらの方につきましては届いた段階で受付を開始したいと思っております。

それとあと、給付の時期でございますが、これは先日も三菱東京UFJ銀行の担当の方がお見えになりまして、やはり4月の下旬に集中するというのを申されまして、町としましても4月の下旬を第1回目の口座振替の日を予定しております。大体4月28日ぐらいになる予定です。ただ、三菱東京を指定銀行にしてみえる県内の自治体が40団体ぐらいあります。それで、先回も臨時会のお話しさせていただいた1日の処理容量が10万件ぐらいしかないというふうに聞いておりますので、40団体がもし同じような時期になりますと、もう本当に3,000件というような件数しか処理できないようなケースになるということで、振り込み日を変えるか、もしくは取り扱い件数を制限したい、それについて今ちょっと銀行内で調整をしておるというようなことを、先日UFJ銀行の方が申されておりましたので、町としましては28日ぐらいを目途にやっておりますが、ただそれが全部クリアできるかどうかというのは金融機関の問題もございますので、ちょっとこれにつきましては流動的でございます。

あと、現金給付につきましては、これは先回の全員協議会のほうでもちょっとお話しさせていただきましたが、やはりまずは口座振替の方を優先して、とにかくそちらのほうを処理したいということで、当初5月下旬のころを現金給付の最初の予定をしておりましたが、それでもやはり少し早めて5月中旬、これぐらいであれば何とか現金のほうも用意し、人の手配もできるということで、5月中旬をめどに今考えてございますし、案内文のほうにもそのように掲載をし、手配もさせていただいているところでございます。

定額給付金の補助金につきましては、これはもう全額ということで、当然町としましても国のほうに要求し、全額をいただく所存でございます。

以上でございます。

(発言する声あり)

これは自主事業でございますので、町の事業ということになっております。

#### ○10番 菊地 久君

まず、いいと悪いは別にして、こんなくだらんことだとか悪法だとかでたらめだとか、国民の中では何%反対だとか、でも決まっちゃったもんですから、決まってしまうえば早ようもらいたいというのが人間の心理ですよ。そして、目的が早う使ってくれということで、景

気が非常によくなるということになるかどうかは別としてでも、そういう思いだと、ああ決まったな、あしたでも早う欲しいがやと、青森県でもはい、もらったがやと。北海道でも銭もらったがやと。蟹江町何をもたもたしとると、今度こういう話になるわけね。

そこで、蟹江町が今一生懸命努力をして、皆さんのところへ手紙が届くのが4月の大体2日か3日ごろでしょうということですね。現金については5月の連休が済んでからだね。だからそれらについてももう少し、きょう補正予算で16日が議決されるわけね。じゃ皆さんにはどういう形で、蟹江町はこうなのよということが全体にわかるシステムは何かないのかと。我々議員でもわからんわ。例えば我々にも、16日にはこういう文書で大体こういうような形でこういうふうに配布するだとか、こういうようなこと。

それから、今お金のことを言いましたけれども、口頭で言ってますから、口頭じゃわからない、はっきり言って。大体2万円の65歳以上の人は何人で合計幾ら、18歳以下の人は何人おってこうと、こういう数字もきちんと書いて、そういう書類を出しなさいよ、まずは。ええ。出さなわかりやせんがね、こんなこと。

それと、今言ったような書式も、テレビでぎょうさん出とるもんで、どこどこはこうやったこうやった、ああやってやととるわけよ。だから、蟹江ももういい悪いは別にして、即やれるものはやって、やれなくても皆さんに早くわかってもらうということが一番大事なことなんです。夜遅くまで今頑張るとるようですから、電気もよう遅くまでついてみえるで、頑張っておみえになることはよくわかりますけれども、それは実感として蟹江町は決まったらもうこれだけ早くやって、海部郡では一番早く手を打ったなとか、そういうものがやっぱり欲しいわけです。そういう意味で、頑張っておみえになるとは思いますが、わかりやすくまず16日の議会、これ精読だね、16日が、今私が言ったような書類をつくってもら。案をつくってもらと、大体こんなふうだよということ。

それから、現金授受の問題でも、たくさん早く使ってほしいなら、連休前に出さないかんですよ、現金を。なぜその後になるのかなと思うの。一番使いたいというのはゴールデンウィークだ。ことしは長いところは10日もある。だったらその前に銭欲しいという人がおる。現金出すと危ないでいかんだとか、それどうだこうだと言つとると、どこでも一緒のこと。だからそういう体制ができるのかできんのかなと。ゴールデンウィーク過ぎちゃってからまあと言ったって、銭ないもんだだけ寝ころがとるかもしれんね。

だから、国の言つとる趣旨目的と若干ずれたときにどうかなと。いいとか悪いは別よ。決まってしまう早うもらつときゃ、連休のときに遊びにいったというかもしれん。言われたくないようなことは、地方自治体としてはやつといたほうがいいと思う。よそは、弥富へ行ったら弥富は早うもらったとか、どこどこは早うもらったと。飛島村なんかすぐくれるかもしれんね。そういうことを思ったときに、蟹江が比較されるもんですから、それは努力をしてみてもうどうなのかということをもう少し、16日のときに理事者側の考え方をお聞かせ願いた

いと。

それから、あわせて振り込みの問題で、各銀行はどうも対応できそうですが、ゆうちょの関係は何か対応ができるかできんかといって、これも新聞で言われとるわけね。郵便局はそんなものは、言っちゃ悪いけどなかなか全国版だもんですから、難しいかもしれんと言われている、これはテレビで言っことである、現実はどうかわかりませんよ。だから、そういうことについても皆さんが理解できるのかどうなのか、振り込みやったけども、ちっとも来せんがやと。どこの銀行は早かったけども、ゆうちょだったらこおせんがやと、しまったとかね。いろいろお金にまつわることというのは、なかなかしぶとくいつまでも思いますし、うらまれてもいけませんしね。

そういう意味合いで、私は決まるまでは反対でね、こんなもんやってかんいかんちゅうことでしたが、決まってしまうれば今度は、自治体としては早う対応するのが自治体の仕事だと思いますので、心配ごとはそんなことを心配しておりますから、その辺についてぜひ検討方を、努力方をしていただくことを今の段階でお願いをしておきたいと、こう思います。

○企画情報課長 鈴木智久君

郵便局につきましては、大体東海4県下で1日あたりの処理件数が24万件というふう聞いておりますので、ただ、銀行の場合ですと3営業日前に持ち込めば処理ができるんです。郵便局の場合ですと、13日ぐらい前に持ち込まないと処理ができない。ですので、同じ日に払おうと思うと、持ち込み日がかかなりずれてしまいますので、郵便局を指定された方につきましては、もう早い段階での受付の分しか回らないというようなケースがあります。そういうようなところで、間違いなく振り込みのほうはできるかと思っておりますが、ただそういうような差異はあるというふうに報告させていただきます。

○議長 奥田信宏君

答弁漏れ、3月31日までに入るかどうか、その答弁が漏れておったようであります。

○民生部長 石原敏男君

私どもも子育ての関係ありますけれども、今回お願いした繰越明許の金額でありますけれども、今回補正でお願いした部分につきましては、私どもが実際支払うのが4月以降になりますので、これにつきましては、この部分については来年度、21年度の4月以降に歳入ということで、今回繰越明許費でお願いしておるとおりでありまして、決算上は一応特定財源の未収金債権というふうになります。ただし、既にこの定例会の冒頭でお願いしました事務費関係につきましては、概算請求はしてございまして、その部分については今年度中に入るといふふうには聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○10番 菊地 久君

申しわけないけど、繰越明許費というのは今出したら今年度の会計で入ってくるということではなけりゃいかん。見てごらん、こういう本をちゃんと、繰越明許費の会計の仕方と書

いてある。意味ない。だから、今年の3月31日までにお金がある、そしてそのお金の使用については単年でできないから、その翌年度会計年度でお使いになるというのが繰越明許費です。読んでごらん、もう一遍本を。どこで変わった。だから、繰越明許費を編成することは、国が間違いなく今年度ね、この今の会計年度にお金が入ると。支出については翌年度どういう支出にしろいいよと。今、予算を3月31日に組んだってお金を支出はできんもんで、だから来年度にわたってもいいですよということ。

立てかえならいいんです。私はこれ、立てかえをやるかなと思ったの、今年度これは一たん。そして来年なのか、それとも国から何かの手形とか、現金にかわるようなものをくれたとかいうこと。よその議会はどうかやってるか私知りませんよ、そのまますんなり通つとるかどうかわかりませんが、繰越明許費を会計で使うということは、そういうふうの本に書いてある。

だから、そういう会計のやり方、継続費は工事だとか何かを継続して、単年度、2年度、3年度でやるときは継続費。繰越明許費というのは、地方公共団体の予算は会計年度独立の原則によって毎年度の歳出はその年度の歳入をもって充てると、こう書いてある。しかしながら、今言うように予算化をしたけれども、来年使う金については繰越明許費を使わないとできないというのが原則。いい。だから、その原則に踏まえたときに、国はどういう形で来とるのかなということをお私は、そしてそれを了解の上で繰越明許費にしたのかなと思つとるの。補助金でしょう、金額でしょう。入ってないじゃん、この今。31日に入るの。会計年度までに、例えば5月31日出納閉鎖までに入るとすると、そうなのかなと。しかし、来年になって最終に、例えばよ、なるのか。それじゃ例えば振り込みで4月に来るでしょう、皆さんが。来たときのお金は、どこの金をお使いになられるの、今のそういう言い方をすると。だれの金を使うの。どこの金を使うの、だれの金を使うの。町のお金を使うの。国から入つとらないかんがや。振り込んどってもらわにや。

いいよ、今の言う、4月に払うでしょう。払うときの現金は、金は、坂井総務部長の金を払うわけじゃないでしょう。町の積立金なり何かを使うとか、だれの金を使うかということを知りたいの。だから、私は3月31日までは現金化をされるか、国からの銀行へぽんと振り込んで、補正予算を、国はもう決まった以上いつでも払えるんだから。全国は大きいよ、これ。よその自治体はどうか知らんよ。はあはあはあで終わったのかどうか知らんけれども、だれの金を4月に払うの。だれの金を払うの。その辺、どなたでもいいや、4月にはだれのお金を払うんですか。

○総務部長 坂井正善君

お金のことでご心配をかけておりますけれども、決して私からはそんな莫大なお金を払うようなあれがございませんけれども。ただ、議員、今回一応事務費については本年度中に入るような一応予定でございます。ただし、事業費につきましては、今、人数がこれで確定を

いたしました。それと、今回この予算をお認めをしていただいた時点で、一応国のほうに給付について申請を出すと。そうしますと、とりあえず概算払いという格好で国のほうからお金が来ます。それは翌年度ですよ、もちろん。21年度。

(「国の金で払うと」の声あり)

そういうことです、はい、おっしゃるとおりです。

○議長 奥田信宏君

それでは、もう一度答弁。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。いろいろと繰越明許に関しましてお話をいただいております。繰越明許費につきましてはおっしゃるとおり、今年度の予算を来年度に出すということがございますので、この財源につきましては、当然20年度の年度会計への財源でなければいけないというのはそのとおりでございます。ただ、20年度の財源につきましては、国は今までもそうですけれども、3月31日を越えて閉鎖時期までに、5月31日までの期間に、20年度として私どもに入っております。

ただし、今おっしゃいますように、そのお金をどうしてじゃ、4月2日から、あるいは4月の中旬から出すんだというお話になれば、これは町のほうの運営を持ちましてそのお金を出します。これは予算に決まっておりますので、20年度予算の中での形という形で、それは運用させていただいてお金を支払わさせていただくという対応になりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○6番 林 英子君

定額給付金についてはテレビなどでもしょっちゅう報道されまして、皆さんあれですけれども、子育て応援特別手当のこの蟹江町の700人の方にも、どういうことかまだよくわかっていない方もお見えになると思っておりますので、先ほど菊地議員が言いましたように、どういう人が支給されて、700人というふうに書いてありますけれども、何歳だとかそういうことをきちっと町民が見てもわかるように、3万6,000人1人でももらえる人がもらいそこなったということがないように、そこらも明らかにして住民の皆さんに、定額給付金と同時にお知らせする方法をとっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

子育て応援手当につきましても、定額給付金と同様に同じ時期に別の郵便で、該当されるであろう方々に対して、申請書等ご案内のものを送付させていただく予定でおりますが、そのほかに、どういった手当であるかというような内容を広く知っていただくために、全世界帯に回覧という形でパンフレット用のものを回覧させていただく。それから、同じものを公共施設等に置かせていただいてPRするという方法を考えておりますので、よろしくお願いたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

繰越明許につきましては、国の決定は平成20年度の第2次補正ですので、あと翌年度に現金を送ってくれるというのは、国のあくまで責任でありますので、この取り扱いで結構だというふうに私は思います。

さて、それで、私が伺いたいのは交付金とのかかわりですね。交付金、これは合計すると2,386万9,000円になりますね。しかし、支出の点を見てみますと2,900万円くらい、お散歩バスとはしご車のオーバーホールですか、合計すると2,900万円ちょっとになりますね。つまり全体としては2,369万円でしたかな、入るほうはそれしか入っていないわけですがけれども、ということは、この地域活性化のお金は生活対策臨時交付金の枠というのは、この程度のものというふうに見とってよろしいかどうか。まだ枠はあるのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいわけでありまして。

もう一つですけど、これは定額給付金ですけれども、ゆうべちょっと聞かれまして、わしら夫婦だけだけど、夫婦とも共働きで役場へ行くときがないと。通帳の振り込みの手続する上でもちょっと不都合と。だから、この期間の中でたとえ1日でも2日でもいいから、日曜日役場やってくれんדרောうかと、こんなお話があったんですよ。ちょっとその点について伺えないでしょうか。

○総務部長 坂井正善君

まず1点目の交付金の枠の関係でありますけれども、これは一応算出的な計算方法がございまして、一応これは普通交付税の算定、これをもとに算定をされておりますし、その中身につきましては地方再生対策費という項目がございまして、この中の人口、それから耕地面積、そこの欄の需用額、これが基本になって計算方式でこれだけの蟹江町に対しては、先ほど申し上げましたが、2,386万9,000円、これが交付金の限度額ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず、閉庁日にどうだというお話なんでございますが、今回は郵送での申請ということもできますというところから、今現在閉庁日での開設ということは考えてはございません。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、郵送でということになると、現金でもって送ってくれるということも可能だということですか。そんなことはないでしょう。原則的には役場に取りに来るか、いただきに来るか振り込みか、どちらかということでしょう。だとすると、役場にいただきに来る時間がなかなか、年とってから働き出したもんだから休みも取れんということ、そういう点で不都合だと。何とか役場、日曜日、一遍でもいいでやってくれんדרောうかというお話が

実はあったんですよ。その辺で何とか1日くらいならんだらうかと伺うんですけども。

○企画情報課長 鈴木智久君

申しわけございません。まず、基本的に受け取り方法の考え方なんですけれども、これはもう原則口座振替ということで示されております。それで、口座振替によりがたい場合というのはどういう場合があるのかなと想像しますと、口座がない方というところしかも見当らないんですね。ですので、口座のない方に限りましては現金を給付させていただきますが、そうでない方についてはすべて口座振替でお願いするというのが、これがもう大原則でございます。

ですので、テレビなんかでよく現金で支給されたというのは、確かに人数とか何かそういうところで、小さな村で顔見知りでというようなところもあるかもしれないんですけども、たまたま現金給付ができたというふうなとらえ方をしていただいたほうがよろしいかなと思います。あくまでもこれ原則は口座振替を大原則としております。すみませんが、そういうことでちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第30号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第31号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、これは介護従事者の賃金に係る額と思うんですけども、これの算定基礎はあるでしょう。算定基礎をちょっと伺いたいんですけども、一応介護従事者1人当たり3%平均上げたいというような国の方針だったようですね。この1,435万7,000円は、蟹江町の介護従事者の平均で1人当たりどのぐらいになるんですか。伺いたいんです。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

算定の基礎はむろんございまして、先ほど基金の設置条例のほうの参考資料を見ていただきますとわかりますように、第1年度であります21年度はとりあえずその3%の全額、それから第2年度の22年度についてはその半額といった形で出てまいります。細かい内容もあるわけでございますけれども、それで算定いたしますとこの金額。ただ、この中には設置条例の中にもありましたように、広報啓発ですとかそういったような費用も一部含まれてはおります。

それで、きょうちょっとお持ちでない方もお見えかと思いますが、議案第7号の請求資料、防災建設のほうの委員の方はお持ちでございますけれども、総務民生常任委員会の中には皆さん方にお配りした資料でございますけれども、そちらの最後の資料2といったようなところの中ほどを見ていただきますと、第1号保険料の軽減基本枠というところで1,291万5,740円、これが保険料の関係での3%枠といったものでございます。その一番下でございますが、その他の経費、その他枠ということで144万600円といったようなものが記載されております。これがいわゆる広報啓発費用といったようなものでございまして、その合計1,435万6,340円、切り上げ切り捨ての関係がございますので、予算的には1,435万7,000円といったところで今回補正をお願いしたものでございます。

それから、蟹江町の従事者に対しての配付するためのお金ではこれはございませんので、介護保険に定めてあります介護報酬の関係ですので、例えばヘルパーさんですとか施設ですとか、それぞれに対してのいろいろな積み上げがおよそ3%といった金額になっておるわけでございますので、蟹江町の従事者が何人見えて、だから幾らふえるよというようなそういった積算基礎ではございませんので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

少なくともこういう額がおりてくるということは、それなりに賃金にかかわる積算基礎を上げて請求することになるわけでしょう。だから、その資料のもとに1人平均大体どのくらいになるのかなということは、私どもある程度想像して、国は3%保障すると言ってるけど、本当に3%以上保障しているだろうかということを見たいわけね、そのことを伺いたいんですよ。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

先ほど申し上げましたように、これは介護報酬の改定といった形になっておりますので、人件費という名目ではあるわけでございますけれども、それがすべて人件費に回るのかどうかということは、それはまた報酬を受け取られた事業所の関係の部分でございますので、必ずしも介護従事者の方が3%上乗せした賃金をいただくという問題ではないというふうにとらえていただきたいと思っております。あくまで介護報酬の3%上昇分の内訳としてこういったものを配付をし、それを役立てていただきたいということでございます。主な眼目は介護保険



料の上昇を抑えるものということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思  
います。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

実は私どもはそこが問題だということで伺いたいわけでありましてけれども、概算でも出な  
いのですか。つまり実質3%介護従事者の賃金を引き上げることが実現できているかどうか、  
それを見たいんですけれども、概算でも出ないのですか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

先ほどお答えしたように、これの眼目は介護保険料の低減ということがメインでございま  
す。ですから、そういった概算は出ないと私は思っております。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第31号は精読にしたいと思います。これにご異議あり  
ませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は精読とされました。

ここで、鈴木企画情報課長の退席を許可をいたします。

(企画情報課長退席)

○議長 奥田信宏君

日程第5 「一般質問」を行います。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、  
一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協  
力をお願いをいたします。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報編集委員長からお  
願いをいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写し  
を事務局へ提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力をお願いをいたします。

また、答弁をされる皆さんには努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

それでは、順次発言を許可をいたします。

質問1番 山田乙三君の1問目「食文化と地産地消を質す」を許可をいたします。

山田乙三君、質問席へお着きをください。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三でございます。

朝一番といいますか、質問の第1番目ということで少々かたさもあるかもしれませんが、ご容赦を願いますとともに、質問の最後までご清聴のほどお願い申し上げまして、質問に移らせていただきたいと思います。

質問のタイトルは「『食文化と地産地消』を質す」でございます。

まず初めに、地産地消についての説明を申し上げたいと思います。地産地消とは、地域で生産されました農作物を地域で消費しようという取り組みでございます。例えば直売所での販売、地場農産物の加工品の開発や学校給食での利用などが挙げられます。消費者は新鮮で生産状況のわかる食材が消費できまして、生産者はまた消費者のニーズに対応した生産ができるのでございます。消費を通じた農業支援や伝統的な食文化の維持の効果もあるわけでございます。

農林水産省は、2005年3月の食料・農業・農村基本計画で、地産地消の推進を掲げました。2008年3月現在、全国でも793市町村が推進計画の策定を進めているところでございます。農産物直売所は全国に約1万4,000施設ありまして、年々増加傾向にございます。学校給食の地場産物の割合は2007年度では23.3%で、2010年度までに30%にするのが目標とされております。

輸送距離が短いため、温室効果ガスの抑制にも効果がありまして、試算では食料輸入の輸送にかかる二酸化炭素CO<sub>2</sub>の排出量は年間1,690万トンで、国内輸送、これは年間900万トンの約2倍で、吸収には日本の森林面積の12%が必要と言われております。

ところで、食生活の欧米化や加工食品、外食の増加など、食生活を取り巻く環境は大きく変化しております。子供たちの成長や人々が健康な生活を送るために、食生活は非常に重要な分野でございます。そのため、適切な栄養素（食べ物）の摂取が大切であるわけでございます。残念ながら朝食をとらない生活の人が多いのも事実でございます。食生活に関心がある人は大変多いが、なかなか改善に結びつかない現状ではないでしょうか。

ところで、学校給食では主食・副食・牛乳の3つの柱から成り立っているのをご存じでしょうか。1食当たり小学校230円、中学校は270円でございます。1月24日から30日、全国学校給食週間ございました。当町も1月29日、新蟹江小学校でふれあい給食事業が実施されたとホームページに掲載をされておりました。残念ながら内容につきましては触れてございませんでした。

一方、地元産の食材をふんだんに使った地産地消給食が1月28日、稲沢市内の小・中学校で提供されまして、ギンナン産地にある山崎小学校では、市長や生産者と一緒に地元の味を楽しまれたそうであります。献立はギンナンや切り干し、鶏肉、ゴボウなどの炊き込み御飯、イワシの八丁みそ煮やミツバなどが入ったすまし汁であります。

そこで、6項目について質問をいたしたいと思います。

まず1番目、当町における地産地消給食の取り組みはどのようになっていますでしょうか。

2番目、食物アレルギー児童への対応食はどのようにされていますでしょうか。

3番目、子供たちが考え、県教育委員会など主催の給食コンクールへの参加実績はどのような形でなっておりますでしょうか。

4番目、給食をつくっておられる室内の衛生管理や人への衛生教育は、どのように行われていますでしょうか。

5番目、食材の見積もり、発注はどのように。例えばカット、スライス、皮むき根物野菜、冷凍食品の割合はどのようになっていますでしょうか。

最後の6番目でございますけれども、県の派遣職員の学校栄養教諭・栄養職員の主たる職務を具体的にお聞かせを願いたいと思います。

以上でございます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

それでは、順にお答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、当町における地産地消の取り組みはどのようなふうに取り組んでいるのかというご質問でございます。

給食センターでは、常に地産地消を考えて給食をつくっております。毎日必要な野菜につきましては、本町を含めましてこの地方でとれたものを指定して、名古屋西流通センターから蟹江町の青果物納入組合が購入し、センターへ納入をしております。そして、広くは愛知県内で生産されましたものを指定して購入したり、また、県内産の加工食品を愛知県の学校給食会がございまして、そちらのほうから購入したりして、できる限り地産地消の給食に取り組んでおるところでございます。

また、保護者や子供たちにも地産地消の取り組みを知ってもらおうということで、給食センターのほうでは実は毎月19日を学校給食の日という格好で定めておりまして、愛知の食材を使った給食に取り組んでおります。

それから、おっしゃられましたように、毎年1月24日から30日が全国の学校給食週間というふうになっておりまして、センターではこの給食週間の中でふれあい給食というような名前でもって、町長にも学校に来ていただいて子供たちと一緒に給食を楽しく食べていただいております。そういう状況でございます。このふれあい給食の日でも、地域の食材を使った献立や食文化に触れる郷土料理ということで、例えば蟹江でありますと、もろこ寿司ですとか、いなまんふうのサワラのみそ焼きというような格好で、そんなような献立でもって給食を出させております。

それから、2番目です。アレルギーの児童への対応食はどのようにしているのかという質問でございます。

給食センターでは、実は毎年4月に食物アレルギーに関する調査というのを実施しております。保護者からの申し立てによりまして、アレルギー症状を持つ児童・生徒への対応に努めておるわけですが、現状ではなかなか難しく、センターでは個々のアレルギー症状に対する除去食をつくるというようなことは、非常に今の現状のところでは難しいと考えておるわけですが。

今できることとしましては、アレルギー症状を持つ保護者へ、事前に献立表や成分表をお配りさせていただいて、それによって子供がアレルギーのもとになるものを除いて食べていただいたり、弁当を実際持参してもらって食べていただいたり、そんなような対応をさせていただいております。食物アレルギーについては、非常に怖い面も持っておりますので、食品によってはいわゆるアナフィラキシーショックという、そういうじんま疹ですとか何か呼吸困難をもよおすだとか、そういうショックが出る、発生するということもあるようでございまして、命にかかわる、そんなようなこともあると実は聞いております。新しい給食センターではアレルギー室というのも設けておりますので、今後体制を整えてから慎重にこのアレルギー食について進めていこうと、そんなふうに考えております。

それから、3つ目の質問でございます。県の教育委員会などが主催する給食コンクールへの参加実績はどうかということでございます。

愛知県の教育委員会の健康学習課では、子供食育推進事業というようなことで、コンクールやキャンペーン、それからパンフレットの配布などを実は行っております。県教育委員会主催の子供が参加する給食コンクールは毎年行われており、ことしの例で言いますと、テーマが「季節は秋、食べるぞ朝ごはん」というようなことで、中学生を対象に行われております。実は当町においては、まだこのコンクールのほうには参加はしていません。

学校もさまざまな行事がありますので、何とも言えませんけれども、給食センターも新しく今回できます。センターの2階には調理室も備えることとなります。そこで調理を子供たちが練習することも当然できますので、来年度に当たってはそれぞれの中学校に参加の依頼をしていこうと、そんなふうに思っております。

子供たちとは別に、実は県教委のほうは学校給食会とともに主催しておりますけれども、調理員を対象としたこういうコンクールをやっております。そういうコンクールは毎年ありますけれども、ことしも蟹江町の給食センターの調理員も参加しております。ちなみにですが、平成16年には最優秀賞という、そういう賞も受賞させていただいたということをお知らせしておきます。

それから、4番目です。4番目の給食センターの室内の衛生管理や調理員への衛生教育はどのようにしているのかという、そういう質問でございます。

センターの調理場や調理員の衛生管理につきましては、平成9年4月、文部科学省が制定しております学校給食衛生管理の基準というのがあります。その基準を遵守して学校給食

を実施しているところでございます。安全・安心な給食を子供たちに届けるというのが給食センターの最大の使命でありますので、衛生管理につきましては非常に気を使っているというところでございます。

具体的な衛生管理基準というのはどんなものがあるかと申しますと、例えば調理後2時間以内に必ず給食は食べさせるということ、それから調理は常に床から60センチ以上離れたところでやっていますよと。それから、エプロンや履物は当然作業区分ごとに使い分けておりますし、食器や調理器具の消毒保管なども当然やっております。そのほか幾つもの衛生基準がございますけれども、その基準を遵守して安全・安心な給食を届けております。

また、調理員への衛生教育であります。定期的に栄養士が講師となりまして、調理員全員を対象に実は研修を行っております。県の教育委員会のほうでも衛生教育をやっております。この海部地域の調理員全員を対象とした調理員の衛生講習会もやりますし、また、県下全体の市町村の調理員を集めて調理員衛生管理研修会と、そういう名前でもって毎年研修を行っているということ聞いております。蟹江町の調理員はすべてそれに参加して受講をしているという状況でございます。

それから、5番目の質問です。食材の見積もりや発注はどのようにしているのか。また、カット、スライス、皮むきの根物野菜、冷凍食品の割合はどのくらいあるのかという質問でございます。

まず、食材の見積もり、それから発注でございますけれども、前月の下旬に献立案を作成いたします。中旬の献立研究会でもって決定するわけでございますが、その後、献立による食材の納入条件ということで、カットしたものを実際に納入していくのか、皮むきをしたものを納入してもらうのか、そんなようなことを納入条件ということで見積書の徴収をいたしております。そして、いろいろと審査させていただいて決定していくという、そういう順序になるわけでございますが、実際に、じゃどれぐらいのものが、例えばカット・スライスでどのぐらいの割合で購入しているかということになりますが、全体で言えば皆1%未満という格好でございます。例えばカット・スライス野菜はどんなものかといいますと、カボチャやレンコン、サツマイモなどがカット・スライスで購入することもありますし、また皮むきで指定しているものにつきましては、特にゴボウというのが多いのかなというふうに思います。また、冷凍食品としましては里芋ですとかインゲン、そんなようなものを購入しております。

輸入食品につきましては、これは皆さんご存じのとおり、平成20年1月の末に中国製の冷凍ギョウザの事件がございました。その事件以来、中国からの冷凍食品につきましては現在まで使っておりません。中国製以外の輸入食品については、例えばコーンですとか、ブロッコリーですとか、そういうものについては食材として購入を今でもしております。

それから、最後になりますが、県の派遣職員の学校栄養教諭、それから栄養職員の主たる

職務はどういうものかという質問でございました。

大きく栄養教諭と栄養職員の職務についてでございますが、給食センターで行われる学校給食の管理と、学校で行われる食に関する指導というものがありますので、その2つに分けてちょっとお話しさせていただきますが、まず、センターで行われる学校給食の管理についてですが、職務としては栄養管理と衛生管理がございます。この職務に関して栄養教諭、栄養職員ということでの区別は、特にはないかと思っております。学校で行われる食に関する指導ということで、大きく役割が違ってくるのかなというふうに思っております。

栄養教諭制度というのは、食育の推進のために平成17年度から新たに始められた制度でございます。栄養教諭につきましては、その配置された学校において児童・生徒の栄養に関する個別指導、それから学級担任や教科担任と連携して関連事項の指導、それから学校の食に関する指導計画の作成などの参画などに、そういう立場に栄養教諭という方はあります。これに対して栄養職員につきましては、給食の時間に担任が行う給食指導を補佐することしか実はできません。栄養教諭は学校教育の中で子供たちの食育推進で重要な役割を果たしているということで、大きな違いがあるのかなというふうに思います。

ちなみに、蟹江町にも実は平成20年から栄養教諭1名ということで、舟入小学校のほうに配置をいただいております。蟹江町の食に関する指導の中心として、舟入小学校ばかりでなくて、蟹江町のすべての小・中学校の栄養指導ということで、現在一生懸命やっております。

以上、質問にお答えさせていただきます。

○12番 山田乙三君

基本的な部分の質問も含めていたしましたが、それぞれご答弁をいただきましたが、さらに再質問をいたしたいと思っております。

まず初めに、給食をつくっていただいている方々に感謝を申し上げたいと思っております。これはレシピや栄養面に気を配り、常に衛生管理に心がけ、給食といういわゆる限られた時間帯の制約の中での忙しさや、必ずしも快適とは言えない蒸し暑い作業環境の中での作業であると思っております。本当にご苦労さまでございます、こういうことを申し上げたいと思っております。

さて、地産地消給食といいましても、質問でも述べましたが、学校給食の地場産物の割合は2007年度では23.3%であり、まだまだ低い数値でございます。耕作面積や作付面積の面から、安定供給といった点に問題があるのは事実でございますが、朝どり野菜といいますか、旬の地場産物を食することに大変大きな意味合いがございます。生産者の顔がわかるといいますか、まさしく食の安全・安心につながるのであります。ぜひとも地産地消給食の割合を、今後とも高めていただくよう努力をしていただきたいと思います。

ところで、現在新給食センター建設中でございます。エコをテーマにリサイクルや風力発

電、オール電化の給食センター建設でございまして、近隣市町村からは注目の的となっております、多くの見学者がお見えになられることが予想されるわけでございます。準備を怠りなく順調に立ち上がることを願うものでございまして、私ども過日、新政会議員団は、佐賀県西部にございます伊万里の給食センターを視察いたしました。女性室長の案内ですばらしい施設の説明を受けて帰ってまいりました。伊万里ですから伊万里焼の食器を使うとか、こういうこともお聞きしてまいりました。そこで当町における新給食センターのご所見などがございましたら、教育長あるいは町長さんにご答弁を願いたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。

地産地消につきましては、割合を多くということで何とか努力をしていきたいというふうに思っています。

それから、新しい給食センターであります、ご承知のように7月に完成をしまして、9月から各学校に供給をしていくというような段取りで今進んでおるわけですが、この新しい給食センター、先ほども次長が申し上げたとおり、まずはやはり児童・生徒に安心・安全な給食を供給するということがまず一番大前提であります。そして、あわせて先ほど今回の蟹江町の周りにアピールするというものを考えるならば、食育の拠点ということ、そして先ほどお話がありましたようにオール電化というようなこともありまして、エコを考えたいということで環境に優しいということで、環境教育、これも周りに示していくことができるんじゃないかなというようなことを思っております。

確かにまだ完成はしておりませんが、7月にでき上がった施設を想像しますと、この近隣にはない給食センターになるんじゃないかなということを思っております。そういう点からも、多分私どもも実は今回の給食センター建設に当たっていろいろなところも見学したわけですが、近隣からそういうような見学の申し込みもあるんじゃないかなということを思っております。

この給食センター、2階に見学コース、それから会議室、調理室等々を設置をする予定でございます。そういう面から、先ほど申し上げました食育の拠点ということと環境教育というようなことを重点に、アピールというかメッセージが送れないかというふうに考えております。そういうことで考えるならば、見学コースや会議室等々に、例えば食育のあるいは環境に関する資料とか掲示物、あるいは子供も見学しますので、そういうものも含めて蟹江町の給食センターだというようなところをやっていきたいと思っておりますし、もう一つは、今まではなかったんですけれども、調理室や会議室がございまして、児童・生徒とか、あるいはPTA、地域の方々にも活用していただく、あるいは先ほどコンクールの話が出ていましたので、そこで中学生が少し、やれるかどうかわかりませんが、そういうような調理の練習といったらおかしいですが、そういうこととか、あるいは料理教室等々も開催できた

らというようなことも考えておるところであります。

いずれにしても、栄養教諭も蟹江町に今1名いただいておりますので、この蟹江町を含めたそういう食育の全体計画というところを作成をしながら、その中に蟹江町の給食センターの存在感というんですか、そういうものを示していけたらと今考えているところでもあります。そんなところでもあります。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたしたいと思います。

今、担当次長、教育長のほうから給食センターの考え方につきまして、るるお話をさせていただきました。ほとんど網羅をされているとは思っておりますが、基本的にオール電化をどうやってこれから運営していくかということにつきましては、既に、お名前をここで出させていただきますが、長久手町の町長さんをはじめ、関係者の方がもう既に半月前に、実は視察にお見えになりました。給食センターの老朽化ということで、それと地産地消の館ということで、テーマはほとんど同じであったかと思えます。ただ、若干規模が向こうは大きいということでありましたが、オール電化を目指したいということでご視察にお見えになりました。私も40分ぐらいの時間でありましたが、お話をさせていただき、お互いに意見交換ができた、こんなことだと思いますし、今後もまたいろいろなところから視察の申し出があるというふうに聞いております。

また、地産地消の館ということで、議員の皆様方の提案も実はいただいた中での、2階のいわゆる研修室の新たな考え方、そして料理教室もそこでやって、アレルギー等の対策もそこですべてできますし、地域との交流の場ということでこれも活用できるのかなと、こんなことを思っております。

それともう一つは、オール電化をすることによって、中で働く職員、調理をされる方がいわゆる夏の暑い最中でありまして50度近い室温になってしまっていて、非常に激悪な状況になってしまう、いわゆるウェットの方式から、オール電化によって発熱量が相当抑えられます。CO<sub>2</sub>の発生も随分これは抑えられますので、そういう意味でいけば就業環境が非常によくなるということもございます。メンタルの面でも相当改善されるのではないのかなと、こんなことをまず思っております。

また、地域の食材を季節によってきちっと子供たちに食べさせるということが、大変これからは食育にとって必要ではないのかな、そういう意味で名古屋流通センターを中心として地域の農業生産者の皆様方にできればご協力をいただいて、月に一度でもいいから、地域の安心・安全の食材を、顔の見える方がつくった食材を子供たちに食べさせてあげたい、こんな取り組みをしていきたいな、こんなことを中心に今考えておるわけであります。

いずれにいたしましても、9月オープンに向かいまして議員皆様方にも今後いろいろご協力をいただくことがあると思っておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。



ていただきます。よろしくお願ひします。

○議長 奥田信宏君

以上で山田乙三君の1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時55分から再開といたします。

(午前10時39分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 奥田信宏君

引き続き、山田乙三君の2問目「『消防団員不足の常態化』打開策を問う」を許可をいたします。

○12番 山田乙三君

2問目の質問をいたしたいと思ひます。「『消防団員不足の常態化』打開策を問う」でございます。

消防の式典あいさつで必ず使われる言葉の1つに、お仕事を持つての消防団活動ご苦労さまですというフレーズがございます。まさしくそのとおりでございまして、日ごろの活動にただ感謝のみでございます。

ある晩の、これは寒い晩のことでしたが、団員の方がビラを持って訪ねてこられました。ビラといひますのは、実物でございますけれども、このようなビラでございます。消防団員の確保が大変難しい、団員募集の協力をぜひともお願ひしたいとお話でございました。また、年末夜警の激励の際、町内会長、議員との懇談の中でも同趣旨のお話でございまして、大変お困りの様子がひしひしと伝わってきたわけでございます。消防団員募集ビラをかいつまんで申し上げますと、A4判のカラー印刷で、分団ホームページ、アドレス、携帯用QRコード、消防団の活用内容、募集対象など、しっかりした内容のものでございます。分団のまじめさや熱意が嫌というほど伝わってくるだけに、団員募集に協力することは当然のことと受けとめるわけでございます。

そもそも消防団とはの部分と、組織や現状についてや今後の課題、展開について、少々かたい内容になりますが、述べてみたいと思ひます。消防団は、蟹江町消防団設置条例、これは昭和28年6月18日条例第29号第1条消防組織法、これは昭和22年法律226号、第18条第1項に基づき、本町に蟹江町消防団を設置し、消防団の本部は蟹江町消防本部内に置くということでございます。分団とは本町南、本町北、舟入、須西、新蟹江西、新蟹江東、学戸南、学戸北の8分団でございます。組織の構成は分団長、副分団長、部長、班長、団員となっております。4条の3では、各分団は昼間などに起きる災害出動の隊員を確保するため、消防団員以外の者による協力隊員を設置することができる。協力隊員は各分団5人以内とし、そ

の者の運用に係る必要な事項は町長が別に定めるとなっています。

ところで、昭和63年、女性の消防団活動への参加を促進するための施策が打ち出されまして、日本消防協会でも女性消防団10万人確保事業スタートをさせました。その推移は、平成4年3,363人、平成17年では1万3,148人で、残念ながら目標数値には現在至っておりません。活動内容は地域によって異なりますが、災害活動のほか独居老人宅の防火訪問、住民や事業所への防火指導、応急救護指導、広報活動等火災予防面の活動が中心になっています。身分は男性消防団員と全く同じで、特別職の地方公務員であるから、ボランティアとしての婦人消防隊員や婦人防火クラブ員とは異なっております。

そこで、7項目についてご質問をいたしたいと思えます。

1番目に、消防団の常態的団員不足の対応策はどのようにご検討されていますでしょうか。

2番目に、婦人防火クラブの休部復活はあるのかどうか。

3番目に、女性消防団発足の腹案はお持ちでしょうか。

4番目、県下女性消防団員の人数・取り組み市町村数はどうなっていますでしょうか。

5番目に、消防団OBや団塊世代への協力呼びかけはどのようにされていますでしょうか。

6番目に、自主防災会への講演や情報提供はどんなような実態でしょうか。

最後でございますけれども、7番目、災害を想定し、消防署、消防団、自主防災会、合同で蟹江町単独の総合訓練のご予定はおありでしょうか。

以上でございます。

○消防長 上田正治君

7項目のご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目の消防団の常態的団員不足の対応策についてのご質問でございますが、消防団は消防署と同様に市町村の消防機関の1つであり、地域安心・安全の確保のため大変重要な役割を果たしています。議員のご指摘のとおり、全国的に少子化、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等から、消防団員の減少傾向が続いております。当町の消防団につきましては、条例定数187名を現在は維持しておりますが、団員確保が難しいため分団によっては苦勞されていることをお聞きしております。先般、分団長会におきまして話題になったところでございます。

町の団員確保の取り組みにつきましては、町広報紙に毎年団員募集の記事を掲載し、町民まつりでは、消防団車両と一緒に子供さんを撮影する等のPRを実施するとともに、囑託員会では消防団員確保についての協力を要請しているところでございます。この4月から、団長の任期満了に伴い新体制となります。再度検討を加えていただきまして、入団しやすい環境を整えるとともに、さらなる消防団員の活動環境等の処遇改善を図り、魅力ある消防団を築いていく必要があると考えております。

2点目の婦人防火クラブの休部復活についての質問ですが、昭和62年から火気を取り扱う

機会の多い女性を対象に、家庭における火災予防を喚起するため婦人防火クラブを発足し、ほとんどの町内会で婦人防火クラブを結成していただき、所期の目的である家庭の防火についておおむね浸透することができたところに加え、阪神・淡路大震災を機に、自主防災組織の必要性を考慮し、平成7年から各町内会に婦人防火クラブにかえ、自主防災組織を結成していただくことになりましたので、現在は婦人防火クラブとしての活動はないといたしましても、町内会の自主防災組織の中でご活躍をいただいておりますので、今後も自主防災組織の育成に取り組み、各地域の防災力の向上を図る考えでございます。

3点目の女性消防団員発足の腹案についてのご質問でございますが、平成9年に当町初の女性消防団員が誕生し、平成15年には6名の女性消防団員が入団していましたが、現在女性消防団員はいません。女性消防団員は、男性消防団員にないきめ細やかな感性を生かした活動ができるため、今後も各分団での女性消防団員の受け入れを促進していく予定ですが、女性のみの消防団または分団の発足について、現在は考えていませんが、次の4点目の質問とも関連があり、内容を調査した上で団とも相談していきたいと思っております。

4点目の県下女性消防団員の人数・取り組み市町村数についての質問でございますが、愛知県内では平成8年に女性消防団員の採用が開始され、平成20年4月1日現在で13市町391人の女性消防団員が活動されています。

なお、先ほどの質問にありました女性のみの分団と思われる市町が1市2町でございます。ちなみに長久手、三好、津島市の3分団でございます。

5点目の消防団OBや団塊世代への協力呼びかけについてのご質問でございますが、議員の説明にもありましたとおり、消防団設置条例第4条第3項及び第4項の規定により、昼間時における災害出場の隊員を確保するため、消防団員以外の協力隊員を各分団5名以内設置することができることとなっております。また、消防団協力隊員の運用に関する要綱というものを設けておりまして、第2条で隊員の要件を定めておりまして、災害活動ができる専門的な知識を持った消防団員または消防吏員を経験した町内在住在勤者と規定されているため、現在、各分団に登録されている協力隊員は、8個分団で5名の40名でございます。すべて消防団OBの方にご協力をいただいております。

6点目の自主防災会への講演や情報提供についてのご質問でございますが、当町には「かにえ防災減災の会」という防災ボランティア団体があり、この団体により、昨年12月20日に中央公民館分館におきまして、輝来都かにえ・協働まちづくりモデル事業として防災講演会が開催され、各町内会からも多数のご出席をいただいたところでございます。

また、自主防災会からの要望による防災訓練、防災学習会を町と協働で実施し、年々防災学習会等を実施する自主防災会がふえております。町民の防災意識の高まりを感じております。今後も災害による被害の少ない蟹江町を目指し、ボランティア団体と協働で防災啓発活動を実施していきたいと考えておりますし、自主防災会の会長会議などの定期開催などによ

り、情報の提供、交換を図ってまいりたいと考えております。

7点目の災害を想定し、消防署、消防団、自主防災合同で蟹江町独自の総合訓練の予定についての質問でございますが、町内会の防災訓練につきましては、町内会ごとに訓練を計画され、その計画内容によっては地元への消防団の活動PRも兼ね、町、自主防災会、消防団合同で実施しております。今年度は10町内会の防災訓練のうち、3町内会に消防団も参加してまいりました。コミュニティの活性化による防災力の向上、また地域防災力の充実強化を図るため、小学校区ごとに自主防災会を対象とした総合訓練を検討したいと現在考えております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○12番 山田乙三君

どうもありがとうございました。

消防団員不足の常態化というのは、当町だけじゃなくて私は全国的だと思ってます。最近ここ1週間以内の新聞でも私切り抜きしましたけども、高齢化、サラリーマン増、減る男性団員、女性消防団員出動13市町400人と、このような形で書いて新聞に載っておりましたね。もう一つは、新聞でも私はこれ初めて見たんですけれども、消防団員募集という新聞に募集のビラが出ていました。こういうことから見ましても、全国的に消防団員不足、非常に深刻だなど、こう思っていますし、今、消防長から答弁がございました。確かにいろいろ対策を練っておられるようですけれども、本当に寒い中、消防団員の方が3名、ふるっては見えませんでしたけども、本当に目を見ているとお困りの様子がひしひしと伝わってくるわけでございます。真剣味を帯びた対応、対策をお願いしたいと思うわけです。

それで、私が調べた内容を申し上げ、少しでもお役に立てればの思いで意見を述べさせていただきます。県消防保安課によりますと、終戦直後は県内で消防団員が7万5,000人おられたそうでございます。年々減少して、73年度には3万人を下回り、現在では2万4,000人だそうでございます。団員の高齢化に加え、自営業者よりサラリーマンがふえ、昼間の火災への対応が大変難しくなっているとされておりまして。まさしく団員不足の常態化が現実化してきているゆえんではないでしょうか。

こうした中、各自治体は女性に目を向けられたのでございます。県内で初めて、先ほど答弁でございましたけれども、三好町で48人、長久手町では10人の女性が入団されたと聞いております。その後、名古屋、津島、瀬戸などで採用が始まり、8年度では13市町で391人上がっています。新聞ではざっとこれ400人と書いておりますけど、391人上がっています。

いずれにいたしましても、団員不足の特効薬というものはずぐ見当るわけではございません。不足の解消に向けて、本当に再三申し上げます、真摯に取り組まなければ、結果は当然ながら悪い方向へ悪い方向に行くことは間違いございません。そういうことで、消防長、消防署長、課長を中心として真剣に取り組んでいただきたい、くどいほど申し上げておきたい

と思います。

最後になりますけれども、長年蟹江町の消防団長として大変ご苦勞をなされました古澤消防団長に心から感謝を申し上げますとともに、このたび新しく新消防団長になられました渡邊さんにますますのご活躍をお祈り申し上げ、再質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で山田乙三君の質問を終わります。

質問2番 林英子君の1問目「小・中学校の教育環境について」を許可をいたします。

林英子君、質問席へお着きをください。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。議長よりお許しが出ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、小・中学校の教育環境についてを質問いたします。よろしくお願ひします。

子供を襲う貧困と格差の問題、今、社会問題となっております。企業の倒産やリストラなど、親の経営状態が悪化する中、義務教育の命綱である就学援助を受ける子供は、1997年から2006年の10年間で何と2倍にもなっているという報告を受けております。全国です。

厚労省が2月27日に発表しました愛知県内の非正規雇用労働者の解雇、雇い止めなどの2月集計の結果によりますと、昨年10月からことしの3月末までの離職者数は約2万4,000人に近く伸び、1月の発表のときよりも4,000人近く増加したと言われております。中小企業の倒産もふえています。生活が苦しくなったというアンケートの結果を見ても、75%にもなっております。この蟹江町でも給食費を払えないなど、教育費などについても深刻な問題です。

市区町村は学校教育法第25条、第40条で、経済的な理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒との保護者に対しては、市区町村は必要な援助を与えなければならないに基づいて就学援助事業を実施しているものです。

まず初めに、蟹江町ではこの10年間、子供の置かれている状況はどうでしょうか。就学援助を必要とする子供がふえているのか、減っているのかをお聞きいたします。

そして、就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法26条などの関係法に基づくものであります。給食費を持ってこない、最近服装が汚いなど見た目だけで決めるのではなく、他の自治体のように所得基準をきちっと設けて決めることだと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、新学期には、初めに子供さんに案内のわかる制度のあらましや申込書を渡しているのでしょうか、お聞きします。蟹江町の広報Kissなども利用し、お知らせしてはどうでしょうか。

以上、まず初めにそれだけお聞きしておきます。お答えください。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

それでは、お答え申し上げます。

まず、就学援助にかかってみえるお子さんたちがふえているかどうかというご質問であったかと思えます。資料的に申しますと、これはもう飛躍的にふえています。平成10年の資料から申しますと、10年のときは小学校で84名の子供たちが該当しておりました。中学校では38名の子供たちがということになります。ことし、20年の今現在の数がどうだかといいますと、小学校で154名です。中学校で100名という格好で、今、準要保護世帯があるという格好です。

私どもが思うには、やはり母子世帯といえますか、そういう世帯が飛躍的にふえているのかなと、そんなふうに思っています。各学校での母子、父子家庭も入りますが、ひとり親の家庭というのが、小学校では全体的に言えば10%を超えるぐらいになっておりますし、中学校では、15%まではいきませんが、14%台のご家庭というか、子供の数がそうやってひとり親家庭という格好になっておりますので、そういうことで随分やはりふえてきているのかなと、そんなふうに考えております。

それから、所得基準のことをおっしゃられましたが、蟹江町も実際には所得基準を決めて、当然、準要保護になるのかならないのかというのは決めております。蟹江町の場合は、生活保護の基準がありますので、その1.1倍の所得ということで決めさせていただいております。

各保護者の方が実際に学費というか、給食費が困るんですということで相談にお見えになりますが、そのときに、前年の源泉徴収票ですとか、現在の仕事の内容ですとか、そういうことをちょっとお聞きさせていただいて、実際にそれに当てはまる所得ということであれば、私どもとしては就学援助をしていくと、そういう格好で今は行っております。

今後というか、今現在、議員おっしゃられますように、経済がこういう状況でございますので、非常に各蟹江町の保護者の中でも大変な方がお見えになるのかなということですが、実際のところは、実は教育課のほうにはそういうことで就学援助をと、そういう方は今のところないように思います。

ただ、やはり今、こういう状況でございますので、きのうも実は学校というか、校長、教頭会がありましたものですから、そういう席の中で、学校のほうにもこういうちょっと困っているんだという相談があれば、教育課のほうに申し出て下さいという、そういうことを校長、教頭のほうにきのうもお話ししましたし、就学援助の制度自体も、実はこの4月の広報にはこういう援助がありますよという、そういう内容を知らせますし、あと小学校の1年生の入学時には、その保護者にもお知らせします。それから、中学校の説明会のほうにも、またその辺のお知らせをいたしますし、また、この4月には、全学年に知らせていこうということで、学年だより等でこういう援助がありますからということで、もしもお困りであったら、教育課のほうに相談してくださいという、そういう内容のものを各世帯に、保護者の方に知らせていこうと、そんなふうに考えています。

以上でございます。

○6番 林 英子君

今、これを見てもわかりますように、本当にたくさんの方たちが受けられるようになって、きちっとした所得証明があつて、そういう中で対応されるということですので、今の状況を踏まえてやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、学校の施設の耐震化についてであります。

各小学校、中学校での進捗状況はどうでしょうか、お聞きいたします。

国は、2008年、2009年度と同額の1,149億強のお金が予算としてこのために計上されているというふうに思います。地震による倒壊の危険性が高いとされる0.3未満の施設については、2011年度までの完了を目指し、2008年度1、2次補正予算まで7,600棟分、2009年度では約1,500棟分の予算措置をしていることはご存じと思います。当小学校、中学校では、耐震化工事はどこまで進んでいるのかお聞きをいたします。

東海、東南海地震など、大規模地震、そして相次ぐ大型台風や豪雨などの教訓から、自然災害時の地域の住民の避難場所でもあるというふうに思います。一時的な生活場所となる学校施設全体の耐震補強だけでなく、トイレや水道、電気などの設備の拡充やバリアフリー化など、急がなくてはならないと思います。現在の耐震化についてどのように進められていらっしゃるのか、今後どういうふうな方向で行かれるおつもりかお聞きをいたします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

耐震化の進捗状況のことだと思います。

蟹江町につきましては、現在、ご承知のとおり、昭和56年以前に建てられた建物というのが、小・中学校、やはり随分あります。耐震補強が必要な建物については、順次今、建てかえの工事をやっているところでございます。

最初に、耐震診断でありますけれども、昭和56年以前の旧の耐震基準といいますか、それでもって建てられた校舎がありますが、その校舎については、すべて実は耐震診断を平成15年にやらせていただいて、その結果に基づいて、今、耐震が必要なんだというものについて、今、順次進めているところです。

今までどうやっていたかということを申しますと、まず平成16年が一番最初でありましたが、新蟹江小学校の管理棟をやらせていただきました。それから、17年には蟹江小学校の中校舎です。それから、18年につきましては、蟹江中学校の東校舎と西校舎、西校舎については改築という格好でやらせていただきました。それから、19年には蟹江中学校の管理棟と体育館、体育館については、新しく建てさせていただいたということですが、そしてことし、今年度、20年度については、蟹江小学校の管理棟を耐震工事をやらせていただいたわけでございます。

今後の耐震補強についてであります、21年度に予定していますのは、蟹江小学校の体育

館、それから舟入小学校の管理棟、体育館も含めますが、舟入学校の体育館ですね。それから、あと蟹江北中学校の体育館という格好で21年度は耐震補強をやっていきたいと思っています。それから22年度につきましては、須西小学校の管理棟です。それから同じく須西小学校の体育館、それから学戸小学校の体育館という格好で進めていきたいと、そんなふうに思っています。

そこまでは、実は先ほど議員がおっしゃられましたように、I s 値が0.3以下の建物です。ですから、ここまではもう早くやっぱり一番優先的にやりましょうということで、やらせていただきますが、実はそれ以降、学戸小学校の管理棟と北中学校の校舎ですが、実は耐震基準といいますと、I s 値でいうと0.67という、そういう数字でございまして、ただ、学校の基準というのは0.7でございしますので、その0.7になるような格好の耐震補強を23年度にはやっていきたいな、そんなふうに思っています。

学校につきましては、子供たちが一日じゅう、本当に大半学校で過ごすわけですから、そういうことから早く耐震補強をやっていききたいなと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

#### ○6番 林 英子君

先ほども言いましたように、地域の住民の避難場所でもあります。地域の人本当に命を守らなければならないという使命も持っております。どうか本当に一つ一つ、耐震も強化していくということは、お金も要ることですし、大変だというふうに思いますけれども、情熱を持って進めていただきたいというふうに思います。

では次に、各小学校、中学校のクーラーの設置をどうですかということについてお聞きをいたします。

この問題は、16年の6月に私は一般質問をしております。その後、生徒の増減で教室の数、普通教室、そして特別教室の数なども変わってきているというふうに思いますが、ヒートアイランドの現象に対して、児童・生徒の夏季における教室環境を整備する一環として、小・中学校の教室にせめて扇風機などはいかがでしょうか。

新聞報道にもありましたように、各部屋に4つクーラーをつけただけで、5度ぐらいは下がるという報道がされていまして。蟹江町ではどうでしょうか。

現在の学級数は、19年度では小学校82、中学校33、そしてこのほかに特別教室があります。子供さんたちが本当に暑いよ、何とかしてよ、そういう声を聞くたびに胸が痛みます。そして、保健室にとりあえず避難する、そういう気持ちがわかります。16年以降の変化について、また今後の計画についてお聞きをいたします。答弁をお願いします。

#### ○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

小・中学校にクーラーをという、そういう質問です。

エアコンの設置につきましては、実は今までの教育の方針としては、各小・中学校の特別



教室にまず最初にエアコンをつけていこうということで、順次進めてまいりました。図書室、それからコンピューター室、それから子供たちの健康面ということもあって、保健室を優先につけていこうということで、まずそちらのほうにエアコンをつけさせていただいていました。

その後、改築と新築がありましたので、改築するところについては、エアコンをつけていたらどうかということで、今、それこそ一番最初が蟹江小学校の北校舎から始まり、須西小学校の中校舎、それから蟹江中学校の西校舎という格好で、今、エアコンが入っている状況であります。

今後の実は改築といいますか、新築工事につきましては、これからはまずないかなと実は思っております。といいますのも、今、先ほども言いましたように、耐震工事ということで、すべて校舎は耐震補強でもって改修されていきますので、新しく建てかえるということは、今後はまずないかなというふうに思っています。そうしますと、ではほかの学校でエアコンがついていないところがどうしてもできますので、教育のほうとしましては、今後、エアコンがまだ設置されていない学校に対しても、せめてワンフロアといいますか、全体というのはちょっとなかなか難しいものですから、ワンフロアだけでも、どこかの学年といいますか、そういうところだけでもつけていたらどうかと、そんなふうに今は考えております。

ただ、現在は耐震補強の工事で、相当なやはりお金がかかりますので、その耐震補強が済んでから、そういうふうに取り組んでいきたいなというふうに考えておりますが、町の財政状況というのも当然ありますので、計画的に取り組んでいこうと、そんなふうに思っています。

扇風機ということで、実は周りの市町村のほうの実態を聞いてみました。そうしますと、実は美和町さんと飛島村さんが扇風機をつけているということがわかりまして、ただ、ほかの市町村については、扇風機があるにはあるけれども、実際、町が扇風機をとということではなくて、一部PTAさんからの寄附等で教室に置いてあるよという、そういうところはありませんが、美和町、それから飛島を除いては、まだ十分そういうふうではなっていないなどという、そんな感じでは思っています。

今後検討させていただいて、扇風機ということで十分効果が上がるということであれば、そういうことも考えていこうかなと、そんなふうに思っています。

以上です。

#### ○6番 林 英子君

子供さんたちが言うのには、雨降りなど窓をあけれないときなんか、本当に息苦しい。だからクーラーが欲しいという話が来ております。

では、蟹江町、今、先ほど言いました教室の何%ぐらいクーラーがついているか、何%になるか教えてください。全体の、小学校、中学校の。わかれば教えてください。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

恐縮です。そこまで、何%というのはちょっと調べておりません。

ただ、先ほど言いました、例えば蟹江小学校でいいますと、北校舎のみが入っているという状況になりますので、そこからすると、北校舎でも2学年くらいですかね、入っているのが。そうすると、どうでしょう、全体でいえば20から30%ぐらいのところかなというふうに思いますし、須西小学校にしても、一部の学年になりますし、蟹中についても、3年生のみの学年という格好になってくると思います。ですから、割合としては、それほど大きな割合じゃないと思います。

確かに夏というか、じめじめした時期になると、どうしてもそういう湿気でもって環境面が非常に悪くなるというのはもう承知しておりますので、なるべくといいますか、そういうことで対応はしていきたいなとは思いますが、なかなかすぐというわけにはちょっといきませんので、これは財政さんと相談しがてらやっていきたいと、そんなふうに思います。

○6番 林 英子君

では次に、学習障がい児の問題についてお尋ねいたします。

LDやADHD、注意欠陥多動性の障がい者、自閉症の方たち、そういう高機能自閉症は、知的機能は基本的には正常範囲にありますけれども、学習や生活の上でいろいろと困難を抱え、特別な教育的支援を必要とする障がい児とみなされております。これらの子供さんが通常学級に約6%の割合で在籍をしていると聞いております。

この子供さんは、いずれも学習、行動、人間関係の調整等において無視できない困難を抱えている子供さんたちです。多種多様な障がいを持った子供さんがかなり長い時間にわたってこの教室を利用するはずで、子供さんは、通常学級にいる時間帯にどれほどの教育的配慮が得られるのか。学校や教室に行った時間帯に障がいや発達に対応する態度の濃い授業をどれほど保障されているのか。子供は校内に居場所を確定できず、いわば浮遊する状態に置かれる危険性があると言われております。

私は、ある親御さんから、「あの子がいるので落ちついて勉強ができない。どうにかできないだろうか」、そういうふうに言われました。他の子供の迷惑だと言われ、言葉を失いました。現実として、当町ではこういう教室があるということをご存じだというふうに思いますけれども、どのような教育方法をこれから取り入れ、子供さんたちに教えていこうとされているのか、現実はどうなのか、実態を把握していらっしゃるというふうに思いますけれども、お聞かせください。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

発達障がいといいますか、そういう児童が教室にいる、そのまま置かれているという、そういうようなことですが、おっしゃられましたように、国のほうでの言っているのが、通常学級で大体6%ぐらい、やはりそういう発達障がいの子がいるんだよという、そう

いうデータとしては出ています。

蟹江町は実際、ではどうかということになりますが、やはり特別にそうやって支援が必要な子供といますか、そういう子供はやはり各というか、通常学級にもおります。それぞれの学校も把握しております、私ども数値的に言いますと、町全体で小学校では大体4.3%ぐらい、数にして全部の学校で96名ぐらいいるのかな。中学校では1.7%ということで、中学校全体の中の19名がそういう特別な支援を要する子がいると、そんなような格好で学校は実は把握はしております。

この子たちに、ではどうしているかといいますと、学校のほうは、校内で就学指導委員会というのがすべての学校ありますので、その就学指導委員会の中でもって、特別支援の教育コーディネーターという、そういう先生を置いて、どうやって実際にやっていくのかということで、各学校は取り組んでいるというのが現状であります。

具体的には、要は個別の指導計画やなんかは、子供子供に対して個別に指導計画を実は立てながらやっています。例えば、複数の先生が教室に入って、そういうお子さんたちの面影を見がてら授業を進めるということもありますし、養護教諭さんですとかスクールカウンセラー、そういう方たち、そういう先生たちに子供と接していただいて、心のケアをしていただくとか、そんなようなこともやっています。

19年度は、実は県のほうから蟹江小学校に通級教室をとということで、蟹江小学校に通級教室が実はできました。通級教室というのは、やはり通常の学級で、普通は別に何ら問題がないんだけど、やはりちょっと支援が必要な子がいるかなということで、そういう子を個別に抜き出してといいますか、そういうことで指導していこうという、そういう通級教室がありますが、ここでは、今、実は蟹江小学校ばかりじゃなくて、ほかの学校の子供も、父兄さんの意向も考えて、みんなで19名ですかね、19名ぐらいの児童が週に1時間から2時間ぐらい、そうやって通級教室ということで子供たちが来ています。

教育委員会として何か手をとということで、実は教育委員会のほうは、去年から特になんですが、スクールサポーターというので、スクールサポーターも以前はそれこそTTですとか、コンピューターやなんかで手伝ったりとか、そういうことをしておりましたけれども、特に今20年度からは、学校からの要望もあったということもありますが、そういうスクールサポーターの方たちを通常学級といますか、特別支援に必要な子供にサポーターとして当てていこうということで、去年から実はそうやってスクールサポーターを配置しております。

21年度というか、来年度についても、ことしよりももっと多く時間数ですとかそういうのをふやして、サポートできるような格好でやっていこうと、そんなふうで今考えています。学校は学校で、実は学校支援ボランティアというのを、そうやって応募された方については、そういう学校支援ボランティアの方がそちらのほうにサポートするだとか、そういうことはそれぞれの学校ではやってみえますけれども、そういう状態でやっています。

先生についてはどうかというと、先生は県立の特別支援学校の先生に授業場面を通じての研修をお願いしたり、それから巡回に寄って助言していただいたりと、そんなようなことで実際にやっています。専門員を招いて実施したりとか、そんなようなこともしております。

ですから、教育委員会として、この発達障がいの子供たちに対してはやはり非常に重要な課題ということで、一生懸命取り組んでいるという、そういうことでございます。

以上です。

○6番 林 英子君

今どうなっているかということ、これからもそういうサポーターなど入れて頑張っていこうという姿勢はわかりますけれども、前、須西小学校にはそういう特別学級というのか、昔で言うとね、あったんだけど、人が1人になる、2人になる、3人になったらやるけれども、やらないよということで、やめになりましたよね。その子が6年生卒業して、蟹中のそういう教室があるかということ、蟹中も何か2人しかいないのでやれないということで、その子供さんは、佐屋町へうちをつくって、そして、もうしようがないでという、その子のためということも含めて、佐織養護学校へ行かれました。

私は、そうではなくて、この地域でそういう子供たちが健常者と一緒に生きていけるんだということが当然のことだというふうに思います。今、須西小学校にはそれがありませんが、それは人数によってしかそういう教室がつかれないものなのか。それは予算の都合でそうになっているのか。もっともその子供さんが地域で一緒に教室で楽しくやっていたりするようなことを考えていらっしゃるのか。これから須西小学校でそういう子が生まれた場合、どこの小学校の教室へ行けというふうにおっしゃられるのか、教えてください。

○教育長 石垣武雄君

今のご質問でありますけれども、須西小学校がなくなった学級は、知的障がいの学級であります。これは県のほうから派遣がされて、配当がされるものですら、県の基準がありまして、2名でも現状維持でいいんですが、1名でもいいんですね。監査が入りますけれども。ゼロになってしまうと、一たんその年がそれで廃校というか、廃級というような制度なんです。2年ぐらいたって、1人そういうようなお子さんが見えたといったときに、新設をしないといかん、今度は、一たんも廃級にしていますので。そうした場合に、県の基準が2名か3名というような、今度1名ではなかなか認可がおりないという状況で、これについては、海部教育事務所もそうですけれども、そういうような地域の実態に合わんじゃないかということで、県のほうに申し上げているんですが、そんなことをお聞きしたわけでありまして、なかなか県のほうも予算の関係とかいろいろな関係がありまして、そういう線を引いてみえるということの実態であります。

それから、先ほどおっしゃられた知的障がいと今回質問の発達障がいは、これは普通の学級におりまして、ちょっと学習障がいとか自閉症とか、あるいはアスペルガーとか、そうい

うお子さんが見えるわけですが、これは今、次長が申し上げたとおり、個々の実態を踏まえながら、そして、特に蟹江町単独でスクールサポーターの方々を採用してやっていこうというようなところでありますので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思ひますが。

○6番 林 英子君

やはりお母さんたちは自分の子供がかわいい。そのために、そういう障がい者の子と一緒にやっていこう、そういう教育も本当に大事ではないかなというふうに私は思ひます。

確かにそういう子供たちがいると、本当に教室じゅう走り回っています。私はそういうお母さんたちにこの前本を買って、これを読んでみたらということ、わかりやすい本を2冊、その人にはあげましたけれども、本当に悩んでいらっしゃるお母さん多いというふうに思ひます。

教育ということが一番子供の形成にとって、特に小学校入学が原点です。これからもそういう子供、落ちこぼれが一人もないように、この蟹江で立派な教育をするために頑張っているだけだということをお願ひして、終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で林英子君の1問目の質問を終わります。

12時ちょっと前ですが、これでお昼の休憩に入りたいと思ひます。暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

なお、この休憩中に写真撮影のほうを質問される方はよろしくお願ひいたします。

暫時休憩といたします。

(午前11時48分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 奥田信宏君

それでは、引き続き、林英子君の2問目「介護保険の見直しに向けて」を許可をいたします。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

「介護保険の見直しに向けて」を質問いたします。よろしくお願ひします。

介護保険制度は、ことし4月で10年目を迎えます。この間、介護サービスの総量はふえましたが、社会保障の切り捨ての構造改革のもとで、負担増や介護の取り上げが進み、家族介護の負担は今もなお重く、家族の介護などのために仕事をやめたという方がお見えになります。

介護現場の劣悪な労働条件の改善も急がれています。現在の介護制度は、利用者がふえた

り、労働条件を改善すれば、直ちに低所得者まで含めて保険料、利用料が連動して値上げされるという根本矛盾を抱えております。

3年ごとの保険料の見直しで、蟹江町でも1カ月基準額で500円値上げです。県内の市町村では、値上げをした自治体が29市町村、値下げをした市町村は17の自治体です。介護、医療、年金を必要とする高齢者は受難の時代と言わなければなりません。国民全体が生活不安を感じております。

まず初めに、保険料を負担する町民の収入、所得との関係で、所得階層の区分をとりあえず8区分にすることだと考えますが、どうでしょうか。

調べてみますと、今まで6区分でしたが、8、9、または高いところでは12階層にしたところもあります。高額所得者の方には応分の負担をいただき、その分、収入の低い方の保険料の負担を少なくする、これが社会保険方式の原則と考えます。厚労省も、介護給付費準備基金を取り崩して保険料を引き下げよ、そのように通達を出しているところです。当町はこの通達による保険料の計算をしたのですか、お聞きします。

蟹江町は現在、支払準備基金残高1億3,500万円強あります。そういう中での介護保険料の値上げです。これは蟹江町の住民にとってどういう実態が起きてくるかというふうにお思われるか、まずお聞きをしておきます。よろしくお願ひします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えいたします。

まず1番に、所得階層を多くし、せめて8段階にはならないのかということのお尋ねでございます。

保険料に係る所得段階につきましては、現在、私どもは標準的な6段階制を実施しております。この所得区分による6段階を8段階など、段階数を増加させることにつきましては、保険者である市町村、我々の事情によって行うことができるという規定になっております。6段階より多くの段階を設定する主な目的は、議員が言われましたように、低所得者の方、いわゆる低所得者層への負担割合を低減する、低くするというところにあるかと思ひます。現在では、私ども6段階の中で、第1、第2段階は0.5、第3段階については0.75といった負担割合を設定し、納めていただいております。

一方、その低く設定された分のいわゆる差額分といったようなものについては、この保険料は高所得者の方に負担をしていただくこととなります。今現在、標準で第5段階1.25、第6段階は1.5ということでご負担をいただいております。

予算審議の折にも少し触れさせていただきましたが、この低所得者層への負担軽減につきましては、私ども既に第1、第2段階の方につきましては、標準の負担割合0.5に対しまして、償還払いという方法ではありますが、さらに2分の1、50%軽減を行い、実質的には標準負担割合の0.5にさらに0.5乗じた0.25といった負担割合を行っております。そう

いうことから、議員が言われます多段階制の目的とする低所得層へのさらなる負担軽減は、これで十分配慮されたものというふうな認識を持っております。したがって、今現在、第4期の介護保険の事業計画ではございますが、直ちに所得段階を6段階から増加させるということは考えてはおりません。

また、各県内の市町村の状況がある団体さんから資料提供いただきました。これによりますと、郡内では9つの保険者、市町村があるわけでございますけれども、下から4番目であるということでございます。この資料によりますと、県内では、同額のところもございまして、順位をつけますと、下から11番目といった保険料になる見込みになっておりますので、そこらについてはご理解をいただきたいと思っております。

また、支払準備基金の残高を1億3,500万円強と申されましたが、私どものほうでは、それではなくて、今現在は1億97万2,000円ということになっておりますので、少し誤解があるやもしれません。その数字については、できましたらご訂正いただくようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

#### ○6番 林 英子君

確かに、私は予算のときにも言いましたように、本当に蟹江町は0.25という1段階、2段階ありますけれども、3段階の人で非課税世帯、その方たちだとか4段階の人たちは、世帯課税、本人非課税ということの人たちでも、年間6,000円上がるというのが実態であります。

今度、これでいくと、次長がいつも言われていますので、この納付の関係については言いませんけれども、先ほど言いましたように、この2問目で言いますけれども、労働の条件の改善などありますが、今後もまた3年ごとの見直しの値上げ、ずっとどういうふうになるか、本当に心配しております。

といたしますのも、先ほども言いましたように、年金1万5,000円以上の方は、後期高齢者医療保険料も含めて本当に大変、払えない。やっぱり納付書をもらっても払えない、そういう方たちがだんだんと滞納額もふえてきているというのが実態です。

今後も、かたくなに6段階ではなく、多段階も行っているように、8段階、9段階、そのようなことをきちっとそういう所得に応じてやったらどうなるかということを示していただきたいということを、この介護保険の区分階層のところでの質問は終わります。

続きまして、介護保険従事者の離職者率が高く、人材確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するためには、介護従事者の処遇改善を進めるとともに、経営の効率化への努力を前提としつつ、経営の安定化を図ることが必要だと考えます。

そこで、介護福祉士を目指す人に就学資金を貸し付ける介護福祉等就学資金貸付事業が拡充をされております。これまで3万6,000円だった貸付限度額を月5万円に引き上げるとともに、返還免除の要件も、これまでの養成施設等を卒業してから7年以上の介護施設での就

業が条件だったものを、5年以下へと引き下げます。蟹江町でもこういう貸付制度を利用して、人材確保、介護士さんやヘルパーさん、福祉士を安心して介護サービスが受けられるように人材確保すべきだというふうに思います。

以前、蟹江町でも2級ヘルパーさんの資格を取った方に3万円負担しておりました。なぜやめてしまったのか。ヘルパーさんを今こそふやして、安心できる介護が必要ではないかと思いますが、そのことについてお聞かせください。

今、2つ問題を提起しました。よろしくをお願いします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

大変失礼いたしました。先ほど答弁漏れがございました。

支払準備基金の関係でございますけれども、こちらにつきましては、数字は先ほど挙げさせていただいたわけでございますけれども、それを使って低減に使えるという国の通達があったというご指摘をいただいております。

それにつきましては、私どもは支払準備基金を取り崩しを行って、介護保険料の低減に用いております。これは議会での資料請求に基づいてお渡ししました第7号の資料請求でお渡ししたように、そのところで3年間にわたって合計1,200万円、毎年400万円を取り崩すということにしております。ここでおよそ400万円を入れることによって、44円ですとか、それぐらいの金額が安くなるわけでございます。ですから、保険料を例えば100円低下させようと思えば、およそ900万円前後の基金が必要になるということになります。

先ほど少し触れましたが、第1段階、第2段階の方への保険料の減免、またいろいろな機会を通じてお話をさせていただいております第4段階の所得80万円以下の方についての20分の3、ちょっと変な数字でございますが、パーセンテージでいきますと15%の低減についても、準備基金を活用して低減に努めたいというふうに考えておるところでございます。

こういったような事情でございますので、支払準備基金につきましては、順調といいますか、できる限り取り崩しができるものについては取り崩しをし、保険料の低減につなげていきたいというふうに考えております。

ということで、この第4期につきましては、6段階制で行うというふうをお願いをしておるところでございますが、この支払準備基金の状況によりまして、もっとの段階、多段階制に移行することについては、次期3年間のうちに十分精査しながら、検討を進めていくべきものであるというふうに考えておりますが、3年間でどうなることになりますやら、ちょっと今のところわかりません。

実質的な2問目でございますが、介護福祉士等の就学資金貸付事業についてご質問をいただきました。

この事業につきましては、実施主体としては、愛知県が適当と認める団体、例えば県社協などですが、その実施主体、県社協等が貸付対象として、養成施設等に入学される方に直接



貸し付けを行う事業でありまして、町が直接関与しておる事業ではございません。ただ、こういう事業があるということは、当然アナウンスはさせていただく予定はしております。

また、最近の新聞報道では、職を失った方への支援策ということで、介護福祉士、ヘルパーさんの職業訓練ということで、およそ800人程度養成する事業を行うということが新聞報道にございました。こちら専門学校ですとか民間の職業訓練校、こういったようなところに委託をし、授業料を無料とするようなことで、いずれ返済はすることになるかと思えますけれども、そういうようなことで、介護従事者が増加するようというように、検討をされておるといふふうに掲載されておりました。

いずれにいたしましても、介護従事者の方がふえるということは、私ども保険者にとっても、十分これは歓迎することです。ですので、こういったような制度を十分広報させていただきながら、介護従事者の方がふえるよう、私ども陰ながらといいますか、できる限りの応援はさせていただきついででございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、ヘルパーの補助、資格取得の補助がなくなったということですが、これはやはり介護保険当初はどのようになるかわからない、よく言われましたのが「保険あって介護なし」ということであります。ですから、そういうようなことの対策にも含めまして、なるべく多くの方に資格取得をしていただくということで、些少ではございますけれども、3万円の補助を行うようにしておったわけですが、それもほぼ軌道に乗ったということで、所期の目的は達したという形で、廃止させていただいたものでございます。そういうことでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

#### ○6番 林 英子君

次に、今回、要介護認定も変更されることになっております。この内容がまた非常に問題の多いところではあります。コンピューター判定が優先された上、調査項目が減り、項目ごとの評価の仕方が変わるからです。

例えば、移動に介護が必要だった方が、今度はその方たちが要支援になったりする、自立になったりする、そういうふうなことになると思います。寝たきりの場合は、今までは全介助が必要であった。ところが、今度、ふだん外出などしなければ、介助の必要がない。そういうことから、認定上、自立とされます。これでは軽度になるおそれがあります。認定度が下がれば、今まで受けていたサービスが利用限度額を超え、見直さざるを得なかったり、施設利用などができなくなります。また、ヘルパーさんにとっては、事業所ごとの賃金の格差も一層広がります。利用者の1割負担にも格差が生じ、これを管理するケアマネジャー業務も一層実務がふえます。介護判定基準が大幅に後退する認識をしておりますが、いかがでしょうか。

例えば、これは日本経済新聞にも報道された問題ですが、73歳の男性です。肺がん末期で入院を繰り返す独居の方ですが、車いすの状態です。今、生活しております。今のところは訪

間介護週2回、ヘルパーさん9回、介護タクシー週2回を使って、今、介護1ですけれども、この4月からの新認定方式に基づくと、この方はヘルパーが3回に減る。食事、排せつ、入浴、掃除の援助が不足して、生活が破綻するというものです。

例えば、今までスプーンで食事をしてきた人が、今度は口にチューブなどで入れるのに、人が必要ないということで、自立になってしまうというふうに出ています。本人の生活習慣で歯磨きなどを行っていない人たちに、能力を総合的に勘案して、この人は自立であるというふうにみなされる。今まで寝たきりの人でさえ、手がかからなくなるから自立だと、そういう今度4月から方針にしようとしております。

しかも、今まで要介護5の方は35万8,000円要りましたけれども、この方は要支援2だということで10万4,000円に減らされます。そうすると、こういう方たちの5、4介護の方たちを持っていると、今まではよかったけれども、介護費用が減って業者も大変だというふうになります。こういうことは、この4月からの要介護認定新システムによって、ころっと内容が変わるといふふうに言われています。

介護保険料が上がる、一方で介護を頼むときには頼めなくなる。しかも、要介護から要支援になった場合、老人ホームへの申込書も書けなくなるという実態が生まれるというふうに思います。

今でも蟹江町で大変な思いをして生活していらっしゃるのに、この4月からの納得できる判定を得るにはどうしたらいいかということがずっと報道されておりますけれども、これを受けて、蟹江町ではどのような実態が生まれるというふうに思っているのか、まずお聞きをします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

この4月から介護の認定基準が後退をし、利用者さん、それから事業者さんの双方が大変になるのではないかとのお尋ねでございます。

今回の要介護度の認定に係る変更点につきましては、現行、82項目の調査が行われております。それを74項目に整理をする。また、その方の置かれた状態と介護にかかる手間の見直しも行い、当初の平成13年度に行われましたタイムスタディー、1分間タイムスタディーと申しまして、24時間、その方が1分ごとにどういった状態であり、どういった介護を受けられたのかという、そういったようなものを記録して調査をされました。こういったモデルケースをもとに、要介護、要支援認定のソフト等がつくられたわけでございます。

これにつきましては、それから時間の経過もあり、新たなモデルを設定をして、介護に要する時間等について反映させたとされております。従来は認定の10%程度の方が軽度に変更され、20%程度の方が重度に変更されておりました。これは第2次判定のときの変更の状況でございます。

今回は、そういった第1次判定のほうの精度が確認されまして、重度変更、軽度変更合わ

せて10%程度の変更になるのではないかとということで、より1次判定の精度が増加したというふうに聞いております。これは先ほど申し上げましたように、本年4月1日から新しい認定調査、判定が行われるわけであります。

町といたしましても、9年間過去あるわけでございまして、この審査判定の蓄積から、また介護技術ですとか、いろいろな用品、用具の改良等も含めて、いろいろな向上も行われてきたというふうに思っております。今後も一定の時期を見ながら、適切にこういった変更が行われるのではないかとというふうに考えております。

一概にお一人の方が例えばそうなるというのを大々的に取り上げて、それがどうのこうのということをございませぬ。全体としてより精度が増し、より皆さん方が使いやすい制度になっていくよう、私どもも十分考えながら、保険運営をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

#### ○6番 林 英子君

私は先日、佐織のケアハウスに入所していらっしゃる方の相談を受け、行ってまいりました。そうすると、そこの方がおっしゃるのには、本当に今のうちに早く介護認定しておかないと大変なことになるよ、早く来てよかったねと言われました。

そして、ついでの佐織の前の支所、今の支所へ行きまして、そして書類をもらって、津島の病院へ行きました。そこでもまた福祉の方がいらっしゃって、もっと早くやればよかったのに。今度制度が変わるから大変になるよと言われました。そして、おととい津島の病院のほうから連絡が書類で来ましたかと言いましたら、まだ来てないけど、早くしないと変更の区分が変わるので大変だね、そういうふうと言われました。

ただ、ここにいると、何となくそのように制度が変わるのかな、新聞報道にもあるように変わるのかな、そういうふうに思って生活をしていらっしゃると思いますが、実際に私は佐織のケアハウスへ行ってきたときも、それは養護老人保健施設の中のケアハウスですけれども、そのように言われましたし、ただ、本当に変更されるから大変だじゃなくて、今まで要介護5で寝たきりの人が、寝たきりだから手がかからないんじゃないかということで自立になったり、そしてスプーンで食事を与えられていた人が、チューブになったので手がかからないから自立になる、そういう要介護がなくなる、そういうのを本当に私は聞きまして、大変なことがこの4月から起きるんだなというふうに思いました。

津島の市民病院へ行ったときにも、その方が書類を書きながら、もっと早くやればよかったねと言われました。私は、その三方の話にもよって、私たちがただ新聞を読んで、自立、介護基準が大幅に後退する、そしてこれは日本経済新聞でも、あなたの介護はこう変わる、そういうふうにずっと大きい、これを2日間にわって発表しましたがけれども、ではそういうふうに思うのではなく、実際に今後そのように介護の認定が変わったときに、蟹江町の中でもそのような要介護5や4の人が、今まで介護されていた人が、介助になる。そういうこと

では本当にいけないなというふうに思いますけれども、次長はそのようなことを実態として受けとめていらっしゃるのかどうかお聞きしておきます。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えいたします。

ケアハウスというのは、元気な方が入ってみえるところですよ。

4月1日と、先ほど期限といいますか、施行をお知らせいたしました。ですから、早くしなければというのは少し間違いだと思います。要介護認定、要支援認定を既に受けられてみえる方は、有効期限がありますので、それに応じて4月1日より以前に更新ですとか、そういうふうなことをされる場合、それから調査がいつになるのか、新規の方はいつ申請をされたのかというふうなことで、これはあくまで4月1日が基準になってまいりますので、早ければいいですとかということは、少し表現的におかしいと思いましたが、一言申し上げさせていただきます。

それから、チューブ云々ですとか、あと寝たきりの方が手がかからない云々というお話がありましたけれども、先ほど申し上げましたように、七十数項目にわたっての調査を総合的に判定されての要介護度、要支援度というものが出てまいります。ですから、1つのことだけを取り上げて殊さら大きく騒ぎ立てているとは申し上げませんが、七十数項目のうち1項目、2項目だけでその方がどうなるということの判定はできかねるものと、私は今お尋ねをお聞きして考えております。

ですから、結果についてどうだ、これは全国でもモデル事業といいますか、まず一番最初に厚労省の委託事業ということで、数カ所の、十数カ所ですけれども、全国の市町村の中で調査をされました。その結果を受けて、今度すべての市町村で症例を、症例といいますか、ピックアップをしまして、同様に調査をされ、その結果で出てきたものでございますので、結構広範囲にわたっての調査がされ、その結果で出されてきたものということでございますので、これはやはりどこかで基準を設けなければいけないということであれば、先ほどの4月1日も一緒でございますけれども、これは調査もなしに決めたわけでもなく、いろんなことを調査をし、また、いつも言うておりますけれども、調査表の中に特記事項というものがございます。この特記事項も、今まではほとんどネガティブ、こういうようなときにはこういうことがあるよという、いわゆるできない、できないというふうなことばかり書いておりましたけれども、こういう状況になればこういうこともできるよということで、本人さんのできるだけ努力もこれは引き出していかなきゃいけないのではないかとおもうに思っております。

要介護の認定が重ければ重いほどいいように私は聞こえたんですけれども、よいということは、軽度であるということは、それだけ残された能力が多いということですから、ますますその能力を衰退させないように、できるだけご努力いただいてやっていただくのが、ご本

人さんのためにも、周りのためにもいいんではないかなと、私は個人的にはそう思っております。ちょっと誤解を招く表現があるやもしれませんが、私個人の感想ということで、ひとつお許しをいただきたいと思っております。

以上です。

○6番 林 英子君

私でも要介護が多いほど本当に大変だということ、わかっています。要介護5の人が、今度寝たきりになって、今度、今までずっと介護してもらっておった人が、介護なしということになるというふうに、私が言っているんじゃないですよ、これ。厚労省が調査の結果、言っているんですよ。私が言っているわけじゃありません。これ、また後からじゃ読んでください。

そして、先ほど言いましたケアハウスへ行ってきましたという方は、何も介護を受けてないんです。だから、ケアハウスへ入れていたんです。でも、最近、ちょっと88歳になって、お年を召されたので、今のうちにやっておいたほうがいいんじゃないかなということで、私は相談に行って、見てまいりました。だから、今現在、その方が要介護3だから、5だから、少しは変わるからやっておくんじゃないかと、本当に4月から大変だよということをおっしゃられたので、私もそれを実感として受けとめ、そうなった場合に蟹江町の人はどうなるのかなということで次長にお聞きしました。いや、いいです。

次に、特別養護老人ホームの施設入所待機者がいつも発表されていますけれども、この方たちの解決は、蟹江町でこれからどのようにしていこうとしていらっしゃるのでしょうか。いつも何人の待機者だよ、30人いるよ、愛知県の発表だよではなくて、蟹江町でこういうたちをどのように今後していこうと考えていらっしゃるのか、お聞きをいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

特別養護老人ホーム等の施設入所の待機者の方、その方の解消することはどのように考えておられるのかというお尋ねでございます。

議案第7号の介護保険条例の一部改正の折にも少しお話をさせていただきましたが、この第4期、21年度からの3年間で、比較的軽度の方を対象にしたグループホーム、1ユニット9名定員の方を、そのグループホームを1ユニット増設する計画を立てております。また、それ以外の方につきましては、定員が29名までのいわゆる小規模の特別養護老人ホーム1カ所の開設を見込み、計画に記載させていただく予定をしております。およそ全体的にはご了承いただいておりますので、計画に記載することになりました。

これは、いずれも地域密着型という形にさせていただきたいと思っております。と申し上げますのは、地域密着型というふうな指定をいたしますと、基本的には、そこの住民の方に限ってご利用がいただけるという縛りが出てまいります。大規模なものをつくれば、やはり入れるについても、半数なり3分の1なりというようなこともまま生じてくるのが考えら

れますので、それであれば、地域密着型ということで、できる限り住民の皆様のご利用の枠を広げたいというふうに考えたわけであります。

これによりまして、今年度、平成20年の4月になりますけれども、県の調査で判明しました30人の方の待機者、この解消と緩和が図られるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

また、こういったようなものをつくりますと、申しわけございませんが、先ほど議員が指摘されましたように、保険料の値上げにつながる事態になっております。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○6番 林 英子君

先ほど次長も言われましたように、保険料を取って介護なし、そう言われぬような施策をきちっとやっていただきたいというふうに思います。この蟹江町でも、高齢化率、今はまだ愛知県の平均でも少ないほうです。これから年をとってくるので、私もあんきに暮らしたいなというふうに思います。

今まで4項目についてお聞きしましたけれども、こういう皆さんの答弁をお聞きして、今後の蟹江町で生きてよかったといわれるような介護の施設、そして介護保険の設定をお願いをしまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で林英子君の質問を終わります。

質問3番 松本正美君の「高齢者福祉の充実を図れ」を許可をいたします。

松本正美君、質問席へお着きをください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

通告書に従いまして、「高齢者福祉の充実を図れ」を質問させていただきます。

最初に、高齢者介護家族の相談体制についてお尋ねします。

類例のないスピードで高齢化は進んでいるところですが、全国の65歳以上の人口は、2005年で全人口の2割に当たる2,576万人に上り、40年には約37%の3,850万人に増加すると予測されております。これに伴い深刻化しているのが、介護を必要としている高齢者の増加です。2000年度から2007年の間で要介護などの認定を受けた人は、218万人から453万人と倍増、特に75歳以上の約30%が要介護、支援の認定を受けており、家族負担や老老介護、要介護高齢者の単身居住などの問題の広がりが指摘されておるところであります。

蟹江町の人口に占める高齢者の割合はおよそ19%。この割合は、さらに大きくなることが予測されております。4人に1人が高齢者、その社会はそう遠くではありません。町民ニー

ズは年齢層を問わず、高齢者福祉の充実が重要と考えています。蟹江町では平成2年と平成12年の国勢調査結果を比較すると、65歳以上の高齢者のいる世帯の増加率は49.26%で、世帯数の増加率に比べて大きく、特にひとり暮らしの高齢者世帯が増加の一途をたどっているところでもあります。見守りや介護者、介護家族への支援、認知症対策など、重要な課題として認識されているところでもあります。

高齢者の相談の多くは介護家族からで、昼間は仕事が忙しく、相談したくても時間がとれない、電話ができないなど悩んでみえます。本町でもこうした高齢者やその介護家族の悩み事や心配事、休日や夜間でも気軽に相談できる仕組みが望まれております。水面に浮かんでこない潜在化したこうした介護家族の相談にもこたえる施策も考えるときが来ているのではないのでしょうか。本町の高齢者、介護家族の相談体制は万全か、まずお聞きしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

高齢者、そのご家族の相談に対する窓口なんかの体制をお尋ねでございます。

相談の窓口といたしましては、従来から地域包括支援センターのほか、私ども高齢介護課、それから社会福祉協議会、そのほか保健センターですとか、医療機関などでも、その内容によってはいろんなご相談をいただけるということでお話をさせていただいております。

また、町に提出するような各種の申請書に関しましては、郵送による方法ですとか、また事前のご相談、電話などがあれば、ファクシミリでもご便宜を図るよう、私ども柔軟に対応をしておるところでございます。こういった情報を今後も皆様方に十分発信してまいりたい。広報ですとか回覧、そういったようなものも利用しながら、十分に発信していきたいというふうに考えております。

ご相談につきましては、まず町の高齢介護課をはじめ保健センターですとか、そういった窓口、それから地域包括支援センターにお願いしたいと思っておりますので、もし議員の皆様方にもそういったようなお尋ねがありましたら、そのようにお伝えいただき、十分町の施設、包括支援センターを活用をアナウンスしていただくよう、この場をおかりしてお願いを申し上げます。

以上です。

○1番 松本正美君

今、齋藤次長のほうから丁寧にお話があったわけなんですけれども、今回、本町の高齢者介護、家族の相談体制についてということで私がちょっとお聞きしたのは、今後、高齢化が進み、常時注意が必要な高齢者が今後ふえてくるんじゃないかなと。そして、本町においても、そうしたご家族の方から、なかなか仕事等も忙しくて、本当に昼中、走って行って相談を受ける、行けるという、そういうところが非常に心配しているところだということをお聞きするわけなんですけれども、今、先ほども述べたように、休日だとか、また夜間で、気

軽に相談を受ける場所が今後必要になってくるんじゃないかなと。

確かに、包括支援センターだとか町ではそういう相談もやられてはみえますが、そうしたなかなか昼中、またそうした相談が受けれないそうした方々に、やっぱり気軽に相談できる対応が必要じゃないかなと思うわけなんです。

それで、今既に24時間対応の電話相談をされているところがあるわけなんですけれども、これは神奈川県相模原市で高齢者や介護家族を支える仕組みの1つとして、平成19年8月から24時間体制で相談に応じる無料電話相談窓口で、ホット安心ダイヤル事業をスタートさせておられます。この1年間の相談件数は985件を数えております。1カ月平均約82件、平均相談時間は約15分、ケアマネジャーや看護師、資格を持った専門職が対応し、いつでも気兼ねなく匿名で相談できる専門のフリーダイヤルとなっております。

相談内容は、病気、気になる症状、負担感、気持ちの落ち込み等の訴え、介護に関すること、一般的な問い合わせ、健康管理の順となっております。介護の疲れがとれない、つらい話を聞いてほしい、気持ちを話したいなどの介護でストレスを抱えた家族からの相談や、眠れない、食欲がないといったひとり暮らしの不安を抱える高齢者本人の相談などに、ケアマネジャーや看護師などの専門家が対応していると聞いております。24時間365日体制の電話相談の取り組みが行われております。

本町においても、地域包括支援センターなどがあるわけなんですけれども、安定的な運営の確保並びに地域における相談体制の整備として、24時間対応の電話相談窓口の開設も考えてみるべきではないかなと、このように思いますが、この点はいかがでしょうか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

非常に先進的な取り組みをご紹介いただきまして、ありがとうございます。

私どもの実情を申し上げますと、休日ですとか夜間については地域包括支援センターでとりあえずご相談ということになっておるわけなんですけれども、その休日、夜間につきましては、包括支援センターを委託しております社会福祉法人カリヨン福祉会さんのいわゆる特養部門のほうに電話が切りかわるようになっております。ですから、とりあえずはこちらのほうで、どれぐらいの時間をとっていただけるかわかりませんが、第一義的にはご相談の対応をさせていただき、必要であれば次の日、また次の営業日に私どもにご連絡をいただいて、適切に対応していきたいというふうに考えております。

ただ、どうしても日曜、休日、夜間というものは、一般的な勤務時間とは外れておりますので、そこらについては、今後十分研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

今、齋藤次長のほうから、研究という形で言葉があったわけなんですけれども、本町のそういう心配事、困っている方というのは、やっぱりお年寄りの方というのは、ぐあいが悪く



なる、特に夜が結構多いようなんですね。そうしたときに非常に家族の方は非常に困って見えるわけなんですね。

熱がこれ、ちょっと低いんじゃないかな、高いんじゃないかなということで、そのことで病院に行くのをおくらせて行って、肺炎だったとか、いろんなケースがあるわけなんですね。そうしたケースがなかなかわかりづらいという、お年寄りの場合は、体温も結構低くても、かなり熱が出ておる場合があるわけなんですね。そうした対応、判断に困ると。

特に認知症の方は、特に夜中にパンツなんかでもはいてみえる方が見えるわけなんですけれども、パンツをばらばらにするだとか、本当にふだん考えられないようなことが起きているのも現状なんですね。そうしたときに一番困るのは家族の方だと思うんですね。そうしたときにやっぱりそうした専門家の方が見えて、相談できるところというのは大事になってくるんじゃないかなと、このように思いますので、どうか齋藤次長、今後やっぱりこうしたことも踏まえて、相談体制の強化を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番目にお伺いいたします。地域包括支援センターを軸にした取り組みについてお伺いいたします。

本町でも、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また常時注意が必要な、先ほども言いました高齢者がいるということで、年々増加しているんでございます。高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるようにするためには、介護サービスをはじめさまざまなサービスが、高齢者のニーズや状態の変化に応じて継続して提供されるのが必要であると思います。こうした高齢者の生活を支える役割を果たすための総合的な機能を備えた機関として、地域包括支援センターが設置されているところであります。

これは、これまでの介護マネジメントから地域での総合的なマネジメントに移行し、地域での総合相談、支援事業、包括的、継続的なマネジメント、介護予防マネジメントを行う中枢機関として、地域包括支援センターがカリヨンの介護老人ホームに設置、運営されているところであります。

特に、認知症高齢者対策や高齢者への虐待防止対策、ひとり暮らしの高齢者の孤独死対策など、さらには老老介護に見られる高齢単独介護への支援など、行政が抱える課題は数多くあります。山積する課題に対して、共通して考えられるポイントが挙げられるのではないのでしょうか。

それは、地域包括支援センターがつながること、見守ることです。つながることとは、行政の申請主義で気づくことではありません。こちらから出向いて行って、初めてつながりができるのではないのでしょうか。行政と市民がつながる上で重要な機関として、地域包括支援センターがあります。しかし、それを機能させるには、何よりも地域の高齢者のさまざまな声、情報をセンターへ届ける仕組みが必要であると思います。今ある社会資源を

活用し、役割をきちんと整理して、高齢化社会に対応した住民とセンターがつながる施策が必要であります。

見守るについては、地域においては既に老人会だとか社協、そして民生委員などが活躍されております。今後は地域の社会資源としての薬局だとか新聞販売店、郵便局やガソリンスタンド、警察や消防署、地域医療機関などの連携や協力、情報の提供などが考えられます。

本町でも、地域包括支援センターを軸としたつながること、見守ることにに関して、町としてどのような施策を考えておられるのか。また、社会資源の活用なども視点に置いて、お考えを示していただきたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

地域包括支援センターを中心に、つながる、見守るを軸に、社会資源を活用した町の施策をお尋ねでございます。

認知症をはじめ、社会的な見守りにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、長寿会、婦人会、そういったような方の友愛訪問ですとか、配食サービスの利用意向のお尋ねなど、いろんな部分でご協力をいただいております。

そのほかの郵便局ですとか薬局、医療機関、警察、消防署、そういうようなところの官公庁の部分につきましては、多少の個人情報の開示についても、守秘義務の関係、クリアできる部分があるやもしれませんが、一般の方に対しまして、こういったような方がどこそこにお住まいですよということを直ちに行うことは、これは少しちょっと難しいかなというふう

に今のところ受けとめております。

ただ、それでとめてしまってもいけませんので、今後は住民の皆様をはじめ、郵便局ですとか小売店の方、そのほか相談、通報がありますれば、そういった地域の皆さんからの通報に応じ、私どもと地域包括支援センター、そのほかの関係部署と連携いたしまして、共同で対応してまいりたいと思います。

今後、社会資源に関しまして、どのように情報開示等ができるのか、またどのような連携方法がいいのかといったようなことにつきましては、他の自治体の状況も調査研究しながら、今後十分考えていくべきというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、次長のほうからお話がありましたが、ちょっと見守るということで再質問させていただきます。

今、地域包括支援センターや関係団体による見守りを含めた個別の支援活動をテーマに、地域の社会福祉協議会だとか民生委員などを構成メンバーとした地域支援ネットワーク会議が開催されておられます。今後、さまざまな関係団体や機関などとの連携を核として、地域包括支援センターが今後、機能向上とやっぱり高齢者の福祉の充実のために大事になってく

るのではないかなと、このように思っております。

そのためにも、地域包括支援センターの機能向上から見ても、これから高齢者がふえれば、今の地域包括支援センターだけでは足りないのではないかなと。本当に今後高齢者がふえてくことに従って、地域包括支援センターは大事な対応が必要となってきます。そういう意味からも、地域包括支援センターをふやしていただいて、地域でのコミュニケーションを図っていただきたいと思います。この点について、町当局はどのように考えてみえるのかお伺いいたします。

もう一つ、見守りについてであります。特に先ほどもお話しいたしましたように、認知症の家族の方は非常に負担が大きくなっているわけなんですけれども、特に介護保険の適用外となっていて、見守り等の問題は大きな問題になっておるわけなんです。

そういう意味で、認知症が進行すると、徘徊だとか物忘れだとかいろいろとあるわけなんですけれども、目の離せない状況に介護保険の訪問介護には見守りなどの軽度のサービスがないと。そういったために、認知症の家族の方は大変な思いをされているのも事実であります。そういった面を含めて、今後、日常の高齢者に対して見守るといことで、サポート体制ですね、そうしたものを町として考えられないだろうか、この点もお聞きしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

まず、地域包括支援センターの増加についての考えでございます。

先ほど林議員のご質問にもお答えしたとおり、一部の施設を増加するというふうに申し上げました。その中では私ども、地域包括支援センターもこの第4期、21年度からの計画で1カ所増加させるという予定をしております。この3年のうちのは1カ所増加させ、できる限り地域の皆様方に便宜を図っていただきたいと思っております。

それから、認知症に関しましては、国や県でもいろいろとサポート体制の整備等出てきております。町といたしましても、私どもの高齢介護課、それから地域包括支援センターなどが中心となりまして、住民の皆様、認知症という病気はだれでもかかるおそれがある病気ですといったようなことの理解から始めていきたいというふうに考えておるところであります。

具体的には、先ほど新聞でも出ました家族会の結成をはじめ、今後は担当スタッフ、保健師等も含めてですが、そういったような者が中心になって、町内の金融機関ですとか商工会さんを通じての地域の商店さん、そのほか郵便局さんですとか、そういうような方のご協力をいただきながら、こういった病気の理解を進めていく講演会を開催するなどして、まず最初にどういった方がどのように対応したらいいのかというようなこと、それから先ほど言いましたような家族会を結成をいたしまして、できるだけ心の負担を取り除くというようなことをやっていきたいというふうに内部検討を進めております。

先日の認知症の講演会には、80の方がご参加いただきました。私ども、そんなには集まらないのではないかなと、30から40人程度かなという予想をしておったんですが、ふたをあけてみますと80の方がご参加いただき、海南病院の老人部長さんにご講演をいただいた後で、認知症の方が見えるご家族の方、これも事前には二家族程度かなということで、ちょっと話し合いにはほど遠いのかなというような気もしておったんですけども、10組以上のご家族の方がお残りになられて、いろいろ悩みをお話をされたり、老人部長の先生やら、そのほか包括の担当者、そういうようなところから、その対応のよしあし、いい悪いというわけではないんですけども、こういうふうに考えていただいたほうがいいですよといったようなアドバイスもいただきながら、2時間程度の時間を過ごさせていただきました。

今後は、21年度につきましては、隔月でこの家族会等の開催も今、計画しておるところでございます。できる限り私どもも認知症に対しましての広報啓発、教育と言うとちょっと何ですけども、啓蒙活動といいますか、皆さん方に認知症というものはどういう症状が典型的に出るんだよというようなことから始めて、その方に対する接し方、そういうようなことも含めて、いろいろとアドバイスをしていけたらなというふう考えております。

先生に講演の中では、3分の1の方がおよそかかるのではないかというふうに講演いただきました。3分の1でございますので、議員の皆様でも3分の1、私ども管理者のほうでも3分の1は将来、認知症になるのかなというふうに考えましたら、ちょっと恐ろしくなりまして、私自身も非常に目からうろこといいますか、うろこが2枚、3枚、5枚、10枚とぼろぼろとはがれ落ちる状況でございましたので、今後は十分力を入れてまいりたいと思っております。よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○1番 松本正美君

いろいろと齋藤次長のほうから丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

今後、こうした高齢者を取り巻く諸問題、こうしたことは多くなってくるのではないかなと。そうした面では、やっぱり地域での見守りというのをしっかり取り組んでいただきたいなど。それで、明らかになったら、即やっぱり対応していただいて、そして早期発見から支援に至るまで、きちっとした取り組みに地域包括支援センターとともに行政が取り組んでいただいて、しっかりした問題解決に向けた取り組みをしていただきたいなど、このように思いますので、要望いたします。よろしく願いいたします。

次に、高齢者の生きがいづくりとして、高齢者ボランティアポイント制度について質問させていただきます。

本年1月26日に伊藤俊一議員とともに、高齢者ボランティアポイント制度を実施している東京都八王子市に視察に行つてまいりました。東京都八王子市は昨年7月から、高齢者が行うボランティア活動にポイントを付与する高齢者ボランティアポイント制度を実施しております。

ボランティアポイント制度は、65歳以上の元気な高齢者が施設や居宅で介護の担い手として行うボランティア活動であります。1時間当たり1ポイント100円として換算し、1日最大2ポイントとして、50ポイント5,000円分を上限に、年に1回交付金や記念品と交換するものであります。このボランティアポイント制度は、65歳以上の元気な高齢者がボランティア活動を通じて地域に貢献する喜びを感じながら、元気に過ごしていただくことを目的としているところであります。

導入のきっかけとなったのが、平成19年の市政世論調査の結果、高齢者福祉の充実が第1位となったことを受けて、介護予防、生きがいの推進を目的とした施策を検討した結果、ボランティアポイント制度の導入となったものであります。

希望者は、まず市にボランティア登録申請、施設ボランティアに話し相手や傾聴、食堂での配膳補助などの活動があり、直接市指定の受け入れ施設と調節して、受け入れ決定、施設の方針に従った研修で適応であれば、高齢者ボランティア活動の開始であります。

居宅ボランティアについては、最寄りの地域包括支援センターと連携。要請があれば、活動に行くというものであります。

本町においても、これから高齢者の生きがいづくりと介護予防にもつながるのではないかなど。今後、65歳以上のお元気なお年寄りが、人生経験を地域に生かしてもらい、元気で活動することで健康維持をしてもらうなど、高齢者参加の介護ボランティアポイント制度の導入は、本町の元気な高齢者が介護の担い手としてボランティア活動に頑張ってもらって取り組んでいけるのではないかなど、このように思います。町当局のお考えを教えてください。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

高齢者の方が参加いたします介護ボランティアポイント制度のお尋ねでございます。

議員が視察されました東京都八王子市をはじめ、同じ東京都の稲城市、世田谷区、千代田区、そういったようなところでもこの制度が行われておるといことでございます。それぞれの自治体で独自の工夫がうかがえるわけでございますが、ポイントの積算方法についても、こちらにつきましては、おおよそ1時間当たりに換算して、数ポイント、1ポイントなり10ポイントなりということでポイントをつけて、皆様方にお渡しするというようなものが多いようでございます。

また、議員がお話しされたように、獲得されましたポイントにつきましても、金品にかえるわけでございます。それを地元産品のパックにしてみたり、そのほかカタログなども発行されて、大々的にやってみえる市町村もあるように聞いております。

そういうようないろんなやり方がございますので、これを私ども蟹江町にとって有効性、またボランティアを受け入れていただくサービス提供事業者の方の受け入れ態勢ですとか、また研修の方法等について、今後十分内容を精査しながら、研究、調査していくべきである

というふうと考えておるところであります。直ちにというわけではまいりませんが、勉強はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○1番 松本正美君

ぜひこれは考えていただきたいんですけれども、要望させていただきます。高齢者のボランティアポイント制度は、高齢者の皆さんがボランティア活動を通じて地域に貢献することを奨励、支援するためのものであります。積極的に社会参加することで、介護予防効果にも期待ができると思います。住みなれた蟹江町で生きがいを感じながら生き生きと暮らしていただきたいのであります。高齢者ボランティアポイント制度は、こうした思いを形にした取り組みであると、このように思っております。また、長年にわたって培った社会経験豊かな知識をボランティア活動に生かして、元気に取り組んでいただきたいのであります。

この高齢者ボランティアポイント制度には、介護保険で対応できない、いわゆるすき間を埋める活動を醸成し、地域力を高めていく居宅ボランティア活動も取り組まれております。本町でもひとり暮らしの高齢者の方も多く見えるところでもあります。そうした方々と話し相手になって、多くの触れ合いをつくってきっかけにさせていただきたいと、このように思っておるわけなんです。

地域やご家庭で支援を必要とされる方々にも、明るい笑顔と希望の輪が広がっていけば、こんなにすばらしいことはないのではないかなと、このように思います。高齢者の方が生涯、青春、生きがいと暮らせる元気な町をつくれば、介護保険料、医療費の削減にもつながるのではないかなと。ぜひ高齢者ボランティアポイント制度に取り組んでいただきたいことを要望して、次に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、介護保険料を緩和する低所得者対策について、3点一括でお伺いいたします。

介護従事者の待遇改善を目的に、21年度より介護報酬の3%引き上げが発表されました。21年度は介護保険の3年に一度の改定の時期を迎えた、今既に今議会にもものっているところでもあります。本町でも第4期の改定では、給付費の増加や介護報酬の引き上げに伴い、介護保険料の負担額が上がるのではないかと、最近の経済状況からも皆さんが心配されておられます。

第4期の介護保険料の改定に当たり、高齢者の生活実態、最近の社会情勢の変化に対応した取り組み策定が必要だと考えられます。しかし、そうした中で、全国的に2006年度からの3カ年で保険料の剰余金が出ていると報道されております。

本町においても、保険料の剰余金が発生していますが、剰余金に関しては、今後も発生すると考えられます。この剰余金積み立ては、介護保険法に基づく介護保険給付及び地域支援事業の財源に不足が生じたときの財源に充てることを目的に設置されたものでありますが、保険料の取り扱いとして、3年ごとの保険料改定には、この剰余金の積み立てを低所得者の負担を少しでも抑えるために使うことに使途を目的と定めるべきと考えますが、町の見解を

お聞かせいただきたいと思います。

また、保険料の負担額の上昇を緩和する施策も実施するとともに、現在の不況の中で、低所得者への支援策もあわせて考える必要があると思います。先ほどもいろいろと林議員のほうからお話がありましたが、保険料設定については、その設定のもととなる6段階区分が、必ずしも所得に応じた負担となっていないのではないのでしょうか。所得の段階を広げるなどして、社会情勢の変化に対応した所得に見合った設定となるように見直しが必要だと考えます。

本町として、今回の第4期改定に当たって、低所得者への支援についてどのように考えて推進されたのか、お伺いいたします。

また、本町の介護生活者への支援策についてであります。本町では家族介護慰労事業として、要介護3、4、5の判定を受けた在宅高齢者が過去1年間介護サービスを利用せず、また長期間入院せずにいた場合、高齢者を介護している家族に慰労金として、要介護3の方は年額5万円、要介護4、5の方は年間10万円支給となっております。高齢者世帯にとっては、紙おむつを買うお金など、介護にかかる費用は生活費に大きく影響いたしているところでもあります。そうした中、本町の介護家族への支援策を介護生活の実態に見合った要件に見直し、拡充が必要と考えます。

例えば、高齢者が高齢者を見るいわゆる老老介護であります。精神的にも経済的にも支援が必要だと思います。夫婦ともに80歳以上の老老世帯には要件を見直し、支援するだとか、1年間介護サービスの利用がないとする利用要件を除外するなど、経済かつ精神的負担を緩和する本町独自の支援策が必要ではないかなど、このように思います。町当局のお考えをお聞かせください。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えいたします。

いわゆる支払準備基金の使用目的を保険料の低減というふうに定めてはどうかというご質問が1点目でございます。

これにつきましては、蟹江町の基金設置条例、こちらの第2条に、介護給付費の準備基金については、その目的として、介護保険事業の円滑な運営に資するため、資金に充てるということで、その円滑な運営のための資金というふうに少し広範囲に定めてございます。こういったようなことでございますし、また第9条では、それぞれの設置目的、今申し上げましたように、円滑な運営に資するための資金ということのために限り取り崩すことができるというようなものになっております。

ですから、保険料の低減はもとより、介護給付費の思わぬ増加ですとか、そういうようなものについて、円滑に私ども保険者としての介護保険制度を運営していくために必要な資金にするということで、現状維持をしていきたいと考えております。よろしくご理解をお願い

したいと思います。

また、この残額につきましては、第2問目の低所得層の支援ということにも入るわけですが、先ほど林議員のご質問にもお答えしたように、所得段階で1及び2の方に対しては、2分の1負担を軽減するというようなことを現在、実施しております。

また、新たに補正ということで、新規事業という位置づけでございますので、所得段階4、基準の方でございますが、このうち所得80万円未満の方に対しましては、保険料の15%軽減する予定で、今、準備をしておるところでございます。

この必要財源は当然のごとく、この支払準備基金を用いるわけでございます。必要な財源といたしましては、所得段階1、2の方に対しましてはおおよそ400万円、第4区分の基準額の方、この方の15%軽減につきましては、おおよそ1,000万円強が見込まれております。これ、先ほど申し上げましたように、支払準備基金で賄うという予定をしておるところでございます。こういったようなことで、いわゆる低所得層に対してのご配慮をさせていただいておると思っております。

今後は、この基金の残高、残額を適切に把握しながら、保険料の設定をはじめ、保険料給付の逼迫した状況、そういったようなものに備えて、基金の運用をしていきたいというふうに考えております。

先ほど、林議員にもお答えさせていただきましたように、多段階制というようなものにつきましては、低減に用います基金、これがどのような状況にあるのかといったところを踏まえながら、十分に研究しながら、第5期に向けて考えていきたいというふうに思っております。

次に、家族の支援策でございます。

介護家族の要介護3の方につきましては、議員ご指摘のように、1年間介護サービスを利用せず、ご家族の方でご面倒を見ていただけた方、こういうような方につきましては、1週間程度のショートステイ等のご利用はオーケーということですが、町独自の施策として5万円を贈呈するというふうになっております。同様に要介護4、5の方につきましては、10万円といったようなものがございます。

これ以外には、条件的に要介護4、5の方にはなるわけで、また住民税非課税の方につきましては、介護用品の給付事業というものを行っております。紙おむつですとか使い捨ての手袋、ドライシャンプー、そういったようなものを、償還払いという方法ではございます。領収書をお持ちいただいて申請いただくと、1カ月当たり5,000円を限度に、償還払いの方法でお返しをするといった制度も行っております。

議員が申し上げていただいたように、状況は、これを制定した時期からもうほぼ8年、9年たっておるわけでございます。これにつきましては、このままの制度でいいのか、また新たな施策が必要になってきたのではないかとというようなことも含めて、十分今後研究しながら



ら改善に努めてまいりたいと思っております。よろしくご協力のほどお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

丁寧な答弁、ありがとうございました。

再質問であります。今回特に介護報酬の3%、プラス改定に伴い保険料の上昇を緩和するため、国は報酬アップに伴う保険料の増加に対して、2009年度は全額、2010年度は半額補てんとしております。今議会にも上がってきているわけなんですけれども、今回の介護報酬の3%アップは、介護従事者の待遇改善、不足する介護の人材育成の確保など、定着を図ることが大きな課題となっており、待たなしの状況であります。そのため、高齢者が安心して介護社会を確立するためには、保険料の負担が避けられない状況にあるのも事実であります。そのために介護保険のアップは、低所得者にとっては負担を感じる人がふえるのではないかと心配しております。

本町としても、今後利用者がふえれば保険料も上がってまいります。介護保険料を緩和するためにも、要介護にならないための介護予防に力を入れた対策がこれから最も重要になってくるのではないかなど、このように思います。本町の介護予防対策はどのように考えてみえるのかお伺いいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

介護予防事業でございますが、こちらにつきましては一定の縛りがございまして、介護予防事業と地域介護の関係、二本立てになっておるわけです。それぞれサービス給付費の2%以内、合計でも3%以内という縛りがございます。そういった縛りの中でどのような事業を行っていいのかということ、いろいろ私ども高齢介護課、それから健康推進課の保健師さん、地域包括支援センター、いろんな知恵を集めて考えて、今までも事業を行ってまいりました。

皆様方もよくご存じだと思いますが、老人憩いの家、ふれあいプラザを利用したいろんな教室を行っておったり、また公民館でも、その裏でございますが、そちらでも教室を開いてやっております。

今現在の見込みでございます。21年度に向けては、ちょっと名称を変えた暮らしの動き教室、学戸と舟入と、それからカリヨンの郷「新千秋」のほうでそれぞれこういった動きということ、いわゆる何というんでしょう、機能回復訓練に近いようなものがございますけれども、健康体操ですとか、そういうようなものを主に行う予定をしております。おおよそ1時間半程度で月に2回もしくは1回、それぞれ各30名程度の方を対象に開催をしております。そのほかに、学戸分館では、「元気アップ教室」という名前で、フラダンス教室ですとか絵

手紙の教室、それから舟入分館につきましては、気功、それからミュージック体操、そういったようなものも独自に開催をさせていただき予定をしております。

そのほかに、従来やっておりますのは、家族の介護教室ということで、これは年2回でございますけれども、在住の方につきましては、中央公民館で介護方法ですとか、介護のためのスキルアップみたいなものもやる予定をしております。

それから、先ほど少しお話をさせていただきました隔月で認知症の家族会を立ち上げるといことを考えております。これは一応偶数月という形で行う予定をしております。そのほかに相談事業も行いますし、そのほかには健康診査ですとか生活機能評価、これは1人で電車に乗れるかとか、財布からお金を出しておつりが払えるかというようなことの調査、これも継続してやるわけでございます。そういうようなことを通じまして、できる限りのアナウンスをしていき、皆さん方に幅広くご参加いただきたいと思いますと思っております。

いずれにしても、こういった介護予防事業を十分にやっていくことが、要介護者を減らす一番の手だてだと考えてはおります。そうすれば、議員が一番心配されております保険料の高騰についても、まだまだ我慢できるのではないかなということですが、なかなかその効果は、これは一概にすぐ出てくるものではないでございます。やはりある程度の時間が経過して、初めてその効果というものが私どもには実感として目に見えてくるのではないかなと思っております。

できる限り辛抱強くいろんな教室を、体も心も丈夫になっていただくよう、健康になっていただくように続けていきたいと思っておりますので、またよろしくご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

どうか、今後はやっぱり本町も高齢化が進んできて、お年寄りの方が多く見えると思います。どうか高齢者の方が安心して暮らし、また健康で楽しい充実した毎日が送れるように、しっかり蟹江町としても取り組んでいただいて、また介護予防にも力を入れていただいて、また介護家族の支援にも力を入れていただいて、しっかり取り組んでいただくよう要望いたしまして、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、松本正美君の2問目「環境・エネルギー対策を問う」を許可をいたします。

○1番 松本正美君

1番 公明党 松本正美でございます。

「環境・エネルギー対策を問う」を2問目に質問させていただきます。

地球温暖化対策については、京都議定書で定める温室効果ガスの削減について、2012年までの5年間で、平均で1990年の6%削減をすることになっております。しかし、現状は、温室効果ガス排出は2007年度は1990年度に比べて最大8.7%増となっており、目標達成のためには、森林吸収分などの計算を入れて、9.3%の削減が必要とされています。

現在、世界不況の中で、経済立て直しが先行しようとしているときに、このような削減は相当厳しい状況であると言われております。しかし、削減には英知の総力を結集し、達成することが重要であると思われまます。

現在、岡山市では、「地球環境問題に貢献する環境先進都市」を目指して、岡山市では地球温暖化対策推進法第20条が、すべての自治体に総合的かつ計画的な施策として求められております。地域推進計画を平成7年に早々と策定し、平成15年には岡山市地域新エネルギービジョンを策定、平成17年には改定した岡山市環境基本計画においては、重点プロジェクトとして、地球温暖化防止対策を位置づけ、推進をされておられます。

環境の取り組みとしては、地球温暖化対策にはそれ相応した位置づけが必要ではないか。既に全国でも幾つもの自治体が地球温暖化対策室を設置しております。本町におきましても、設置すること自体が町民に対しても大きな啓蒙、アピールになると考えております。環境課は、環境という多岐にわたる項目を有する部署だけに、取り組みにより明確に包括するためにも、ぜひとも地球温暖化対策室を設置していただきたいのであります。

本町に地球温暖化対策室を設置していただき、CO<sub>2</sub>の目に見える削減目標をもって、町民とともに具体的に取組んでいく考えを示すことはできないか。また、子供たちの目線から、環境への取り組みも重要であります。子供たちが学校での環境学習を通して、町内の川を取り巻く状況を学び、理解を深めたり、エコへの取り組みやビオトープなどの環境への取り組みに関心が高まる反面、心ない大人によって環境が破壊され、マナーの悪さから、空き缶やたばこのポイ捨てが起きております。「まちはごみ箱じゃない」と子供に言われて、はっとする場面もあります。

本町では、既に子供の環境啓発ポスターなどに取組んでおられますが、子供には大人の気づかないような視点があります。昨年、子こども議会が行われ、環境についても町当局に鋭い質問が出ていました。この子供の視点で地域を見て回り、地域の問題を発見して、地域の住民に訴えるなど、子供たちによる地域の課題を発見するなどの企画を考えてはどうか、2点あわせて町当局へお考えをお伺いいたします。

○環境課長 上田 実君

2点質問をいただきました。

まず1点目の地球温暖化対策室を設置し、具体的に取組む考えのご質問についてでございます。

平成9年に京都議定書が採択され、我が国では地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、蟹江町もこれまで地球温暖化対策を推進してまいりました。議員が要望されます地球温暖化対策室は、各自治体で設置している市町村もありますが、当町は現在、地球温暖化対策室に対し、特別な部署を設置するところまでは考えておりません。引き続き環境課においてこれらの事業を推進してまいります。

二酸化炭素を含む温室効果ガスの削減は、京都議定書の6%削減を目標に、ごみの減量、マイはしの推進、樹木の植樹、電気使用量の削減、ガソリンなどの燃料使用量の削減、公共交通機関の利用促進など、身近にできることを推進するとともに、最近では、だれもが実践できるようなこと、例えば環境家計簿づくりの方法などを広報「かにえ」の「あいちエコチャレンジ21」というコーナーを設け、毎月紹介、CO<sub>2</sub>の削減を周知しております。

地球温暖化対策は、一部の人々や個人で実施しても効果がなかなか上がるものではなく、住民こぞって参加する施策や手法を確立し、町民一体となっていく必要があると思います。そのため町では、平成21年10月1日からレジ袋を削減するため、協力が得られる事業所にはレジ袋の有料化を実施し、ごみの減量と二酸化炭素の削減、石油資源の節約など、環境に優しいライフスタイルへのきっかけづくりとして、できることから住民、事業者、町が協力して地球温暖化対策を図ってまいります。

2問目の質問でございます。子供の目線での地域の環境課題を発見するなどの企画についてのご質問であります。

町には生涯学習の講座の1つに、小学生を対象とした「かにえエコキッズ調査隊」があります。身近な川の生態、水質調査などの活動を通じ、自然環境について関心を高めております。

環境課においては、小学校児童及びその親を対象に、ごみ焼却施設八穂クリーンセンターにおいて、各家庭から排出されたごみの処理過程を見学していただき、ごみの現状を認識してもらうことで、ごみの分別の大切さや資源ごみのリサイクルの行方など、ごみを通して環境に興味を持っていただいております。

また、学校では、循環型社会形成の教育やごみ分別の徹底など、実践教育を行っており、最近では生徒が集めたペットボトルのふたを学校で回収し、NPO法人を通じ、世界の子供たちにワクチンを届ける事業も一部の学校において自主的に実施をしております。

町といたしましても、環境に関心の持てる事業の実施や環境学習に対しできる限りの支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、課長のほうからCO<sub>2</sub>削減について、地裁温暖化対策室というのは今は考えていない

といことですけれども、それにかわって、本年からレジ袋の削減だとか、いろんな形で取り組んでいかれるわけなんですけれども、特に本年は地球温暖化に向けたポスト京都議定書の枠組みが決まる重要な年にもなっております。今、本町で何をしたら温暖化に貢献できるのか、蟹江町全体で考えるときではないかなと、このように思います。

本町の皆さんから要望いただくわけなんですけれども、毎年、特にごみの費用がかかるのなら、ごみそのものを削減したらどうかということを皆さんから提案もしていただいております。これは、この取り組みに福井県で、ごみそのものの削減に取り組んだ運動をされております。

福井県では、ごみを減らす対策として、ごみそのものの排出を減らそうとして、食べ残しを減らす食べ切り運動を展開されております。具体的には、飲食店に対して、メニューに「小盛りできますよ」とか、「食べられないものがあれば相談してください」とか、食べ残しが減るようにお客様に呼びかけられておられます。ごみの減量化が進んでいるともお聞きしております。県では、県民の意識は徐々に変化していると、この運動の広がりが、結果的にはエコにつながれば期待ができるんだということをお話をしてみえます。

それと、もう一つは、地球温暖化防止の活動に取り組む山形県高畠町をちょっと紹介させていただきます。山形県高畠町では、2003年から町を挙げた地球温暖化防止活動を推進されておられます。そのユニークな手法は参加率の高さ、削減実績が、県内をはじめ、全国から注目を集めているところでもあります。

人口約2万6,000人の山形県高畠町が本格的に環境問題に取り組んだのは、環境基本計画を策定し、環境の国際標準規格であるISO14001を取得し、環境推進室を中心に、住民と行政が一体となって環境問題への取り組みを協議、その舞台となったのが、環境に優しいまちづくりの町民会議でありました。これは環境基本計画の普及を目的として設置された町民の集まりで、実行可能かどうかは考えない。意見を否定しないなどのルールの下、さまざまな意見を出し、企画を立案。そして、協議は主婦の目線、お金をかけない、楽しく実践といった点をポイントに協議を重ねる中で決まったのが、省エネキャンペーンと環境学習講座でありました。

夏の省エネキャンペーンでは、夏の1カ月間に各家庭で省エネを実践し、毎年同月の電気使用量と比較した削減量を算出。大幅な削減を達成した世帯を表彰するものであります。キャンペーンに必要なものは電気の検針表だけで、運営費用もほとんどかかりません。昨年は1,214世帯が参加し、2万3,344キロワット・アワーの削減を達成、2003年からの参加世帯数は延べ7,986世帯となり、町の世帯数7,499世帯を超え、消費電力も延べ19万8,900キロワット・アワーに上るなど、住民の省エネ意識を向上しておられます。

また、環境学習講座の取り組みも、13人の環境アドバイザーによる出前講座、環境フェア、エコドライブ講習、エコクッキングと、昨年度の環境アドバイザーによる環境学習講座は

155回、延べ7,170人の住民が参加。活動を始めてからの通算回数も400回を超え、延べ2万5,004人が参加。住民の5割以上が講座に参加しています。行政と住民がアイデアを出し合う、お金かけずに環境問題に取り組む高島町の取り組みもあります。

どうかこの2つの取り組みについて、本町でも今後考えていくべきではないかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○環境課長 上田 実君

当町もごみの減量、地球温暖化対策に対しては、さまざまな手法があろうかと思います。しかも、幅が広いわけでございまして、町といたしましても、各分野で生涯学習でそういった講座を設けたり、ごみの減量を設けたりしておるわけですけれども、いずれにいたしましても、だれもが実践でき、マナーを確立をしていただくのも必要かと思えます。行政といたしましても、住民それぞれが簡単にできることを目標といたしまして、なおかつお金のかからないような施策を打つなり、今後も進めていきたいと思えます。よろしくご理解をお願いいたします。

○1番 松本正美君

地球温暖化、やっぱり対策ですので、本当にこれはお金のかからないですね、先ほど紹介したのは。そういう施策でありますので、どうかこれは今後、町民の皆さんと一緒にやって取り組んでいける施策ではないかなと、このように思っていますので、どうか一回検討していただいて、本当に町民の皆様と一緒にやって地球温暖化防止ができるような施策を考えていただきたいなど、このように思っていますので、要望しておきます。

次に、エネルギー対策として、太陽光発電補助制度についてお尋ねいたします。

京都議定書に続く次期枠組みを決める国連機構変動枠組条約の締約国会議がポーランドで開催されましたが、最大の焦点は、温暖化ガス排出削減の中期目標であります。今年の洞爺湖サミットで掲げた2050年に世界の排出半減という長期目標を具体的に取り組んでいく中で、太陽光発電は大きな役割を担うものと思われれます。標準家庭で太陽光発電システムを導入した場合、石油を年間729リットル以上も削減し、また杉の木289本が吸収する二酸化炭素を削減すると言われております。

国は、2008年度第1次補正予算で、住宅用太陽光発電システムの設置費用に対する補助制度を復活させました。国が住宅用太陽光発電への補助制度を復活させるのは3年ぶりであります。2008年度第1次補正予算90億円に基づく申請受け付けが1月13日から始まっております。一定の要件を満たす住宅用太陽光発電システムの設置に対しては、1キロワット当たり7万円を補助、一般家庭の標準的な例でいうと、3キロワットだと21万円の補助額となります。

また、2月24日の経済産業省は、一般家庭から出る太陽光による余剰電力を10年間、電力会社に通常の2倍の価格で買い取らせる新制度を導入することを、経済産業省と電気事業連

合会が太陽光発電の固定価格買取制度を合意しております。2010年度までに実施することが決まっております。

現在、買取価格は1キロワット23円程度から、50円前後に引き上げるものであります。太陽光発電の設置費用は、現在約250万円であります。余剰電力の買い取りにより、設置者が国や自治体の助成制度を利用すれば、15年で費用が回収できるとのことです。

太陽光発電の利用促進は、CO<sub>2</sub>削減のためには意義があると思われれます。本町でも、住宅用太陽光発電設置の導入促進費補助金の取り組みを考えてみえますが、これは地球温暖化対策から大変よい取り組みだと思っておるところであります。

1つ目に、本町の21年度計画の太陽光発電の補助費と今回の国の施策とを考え合わせ、太陽光発電をどのように位置づけられておられるのか、また今後の普及について伺います。

また、東京都は2009年4月から太陽光エネルギーの利用機器導入を促進するため、補助事業をスタートさせました。2016年までに100万キロワットの太陽エネルギーの都内への導入を目指しておられます。2009年度から2年間で4万世帯への機器導入の取り組む方針、補助対象は太陽光発電システムと太陽熱を利用した温水器やソーラーシステムであり、太陽エネルギーの利用機器を導入しやすい環境を整えつつあります。

2つ目に、太陽エネルギーの利用機器を促進するためにも、本町独自の補助制度の創設に積極的に取り組めないのか、伺います。

3つ目には、本町の学校、公共施設、住宅への太陽光発電の設置を目指すとともに、住宅の断熱化、省エネ家電の普及、公用車のエコカー導入など、クリーンエネルギー社会の先進地を目指す推進の取り組みの考えはないのか、伺います。

3点よろしく伺います。

○環境課長 上田 実君

3点ご質問をいただきました。

まず1点目の太陽光発電の町補助と国庫補助の位置づけ及び今後の普及についての問いでございます。

太陽光を電力に変換する太陽光発電の補助金につきましては、平成21年度の早い時期に住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金交付要綱の制定を考えております。補助金の内容は、国の示す住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程のものを考えておりますが、太陽電池の最大出力や補助金の額には多少相違がございます。

なお、補助金交付要綱以後の普及につきましては、広報紙や町のホームページに登載し、広く住民に周知するとともに、建築確認などの相談の際には、積極的に周知をしていきたいと思っております。

2問目のご質問ですが、太陽エネルギーの利用機器導入促進のため、町補助金制度の創設

についてのご質問であります。

東京都の例でご説明がありましたように、太陽エネルギーの利用機器につきましては、太陽光を電気として利用する太陽光発電システムと、太陽光を熱として利用する太陽熱温水器とソーラーシステムが考えられます。町としては、電気として利用する太陽光発電施設を導入する方につきましては、先ほどご説明しましたように、第3次蟹江町総合計画に基づく第9年次3カ年実施計画に示したとおり、6月補正を予定をしております。

太陽エネルギーを熱として利用する太陽熱温水器などの補助金については、現在のところ考えておりませんが、今後、住民の要望や県の動向を把握しながら、これらの補助金の創設についても勉強していきたいと考えております。

3問目のご質問でございます。公共施設への太陽光発電の設置、住宅の断熱化普及、公用車エコカー導入など取り組む考えについてのご質問でございます。

ご存じのように、当町は学校給食センターの新設については、太陽光発電、風力発電、オール電化並びにバイオエネルギーの使用など、環境に優しい公共施設の設置を進めております。今後、公共施設の新築や建てかえ等には、率先し環境に配慮したものを導入するように各課に働きかけていきます。

町の事務事業については、蟹江町地球温暖化対策実施計画に基づき、環境負荷を低減するための環境配慮を推進し、温室効果ガスを平成25年までに6%削減するよう実施しています。この効果について、毎年公表することになっております。

また、住宅の断熱化、省エネの家電製品の利用普及及びエコカーの導入は、低炭素社会の取り組みとして注目を集めており、町は愛知県からエコカーを借用し、町民祭りなどイベント会場にて展示し、町民にアピールしてまいります。

なお、今後、町の公用車につきましては、エコカーの導入を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をください。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。最後に再質問して終わりたいと思います。

エネルギー対策であります。今、厳しい経済状況に直面している今こそ、環境エネルギー対策が求められておるところであります。グリーン・ニューディールを掲げるオバマ大統領の登場によって、世界は低炭素化競争の時代に突入いたしました。今まさに化石燃料社会から太陽光などのクリーンエネルギー社会への大転換が図られようとしているところでございます。エネルギー対策は環境だけではなく、環境・エネルギー対策を未来への投資ととらえ、新たな需要と雇用の創出を求められておるところであります。

本町でも、太陽光発電の推進、住宅の断熱化、省エネ家電の普及、公用車のエコカーの導入など、クリーンエネルギー社会を目指していただきたいと思います。この環境の取り組み



は、地域経済の活性化と雇用対策にもつながる重要な取り組みだと思われま

また、低炭素社会を担う次世代技術として注目を集める家庭用燃料電池エネファームが世界に先駆け、5月から順次国内でも販売されることになりました。21世紀を変えると言われるほど、燃料電池が究極のクリーンエネルギーとして注目されているところであります。

国は、エネファームの普及を支援するための購入補助制度として、上限140万円を導入するため、来年度の2009年度予算案の中に計上されております。今後、本町でも、太陽光発電とあわせて独自の補助金の活用支援で、環境に優しいクリーンエネルギー対策を考えるべきではないかなと、このように思っております。これは横江町長のほうに伺ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

環境担当が今、ほとんど答えてしまいましたが、今、エネファームのことも含めまして、まだまだこれはスタートしたばかりの設備だと思っております。ただ、今、6月補正の話を私の口から言うのは、これはおかしな話でありますので、差し控えさせていただきますが、ごみの減量も含めて、環境に対して優しい施策をこれからより進めていかなければならないのは当然であります。そういう意味で、今後、新たに太陽光エネルギーを十分活用できるようなエコの製品が仮に町民の皆様方に広く受け入れられるという状況になりましたら、補助金制度も含めて、これから考えていかなければならないのかな。ただし、財源が許す限り、慎重にこれも進めていかなければならない、できることから順にやっていきたいな、こんなことを思っておりますので、何とぞ議員のご協力、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございました。

どうか本町の環境の取り組みとして、優しいクリーンエネルギー社会を目指して、しっかり取り組んでいただきたいと思います。要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で松本正美君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

15時10分から再開といたします。暫時休憩といたします。

(午後 2時50分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

○議長 奥田信宏君

それでは、質問4番 米野秀雄君の「ふるさとの創成『テーマパークの造成』について」を許可をいたします。

米野秀雄君、質問席へお着きをください。

○4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野秀雄でございます。

議長のお許しをいただきましたので、ふるさとの創成「テーマパークの造成」と題して質問いたします。よろしく願いいたします。

昨年6月議会におきまして、清新クラブ、高阪議員が町の観光について質問されました。町長及び河瀬部長からご回答がありましたが、私は観光施設の観点から、蟹江町の観光への取り組みなどについて、私見を交えてお尋ねいたします。

当町は、町長のお話の中にも随所に出てまいります、川の町、水郷の町であります。モータリゼーションの発達してない時代は、人の移動に、物資の移動に、あるいは農作物の潤いに河川は必要不可欠、なくてはならないものでした。

私が現住所に居住して約40年になります。当時の源才地区は田畑が多く、秋ともなれば、刈り取った稲を満載した方舟が行き交い、秋の風物詩とも言える風景でございました。蟹江川には漁港があり、30隻とも40隻とも言われる漁船が行き交って、新鮮な魚介類が水揚げされており、ウナギやワタリガニをよく食べたと言われるご年配の方もお見えになります。

また、当時は、大雨や台風襲来のたびに半鐘が鳴り、私などはスコップを持って記念橋へ土のうづくりに駆けつけたものでした。日光川の排水機や揚水機の完備、護岸の補強とともに、蟹江町は安心な安全な静かな町になりました。これも各分野での先人のたゆまないご努力によるものと感謝している次第でございます。このように、蟹江町を流れる河川は、悲喜こもごもの態をなし現在に至っております。

蟹江町は本年10月1日で120周年を迎えます。町制制定以来、戦争や大規模な地震、伊勢湾台風など、豪雨など多くの災害に見舞われてまいりました。それでも先人は負けることなく励んでこられ、現在の蟹江町があると承知いたしております。

また町長は、機会あるごとに5K、すなわち観光、環境、改革、健康、教育を町政の柱としてわかりやすく述べられております。近時、国際と共生を加え、7Kをお考えと承知していますが、共感と理解を得られているものと存じます。

さて、いずれも観光を挙げられておりますが、ツーリズム体験型観光に移行しつつあると言っても、まだ従来型のツアー観光も多く案内されている現状であると思われまます。ツアー観光とは、旅行社が店頭で販売するもの、営業マンが企画提案する募集型企画旅行であり、主に観光バスが利用されている旅行のことです。

一時期、団体旅行のお手伝いをする仕事をしていました関係上、愛知県、三重県の多くの旅行社と接しておりました。4年ほど前のことです。蟹江町への旅行を提案しましたところ、蟹江町は温泉は非常によいと。しかし、温泉以外にどこに案内したらいいのかと逆に質問され、返答に困ったことを思い出しております。結局、大相撲名古屋場所の見物に、昼食で蟹江へ立ち寄っていただくだけに終わってしまった苦い思い出がございます。

町長は、「あし湯 かにえの郷」をおつくりになり、近在の方はもとより、お散歩バスを利用して訪れる方もあって、好評を博しております。「あし湯」は、豊かな湯量、55度の天然温泉やその効用、湯の町蟹江を言外に内外にアピールする意味もあり、町長の慧眼に改めて敬意を表するものであります。

前置きがちょっと長くなりました。質問の1つであります。前にも申しましたが、蟹江町は本年10月で120周年を迎えます。これを記念し、川の町かにえを象徴する公園、テーマパークを創造するお考えはありませんでしょうか。

蟹江川周辺エリア内には電気をエネルギーとした給食センターが完成見込みであり、9月から供給開始となって、まことに喜ばしい限りでございます。テーマパークの私のイメージは、蟹江川にかかる二ツ屋橋から河合小橋までの西側河川敷に、ご寄附を願った廃船、卒業された船という意味です、廃船をモニュメントとし、余地部分には半田市にあるヒガンバナなどの群生を、川や港の歴史を記した120周年記念碑の建設であります。

現在は、昨年秋以来不況のど真ん中にあることは十分承知いたしております。町予算にも切迫感がにじみ出ております。暗い世情でございます。だからこそ明るい話題も必要ではないかと考えております。

申し上げたイメージには全くこだわっておりません。実施時期についても、きょう、あすというような気持ちはございません。あさってで結構でございます。2年後、3年後計画であってもよいと考えております。町民の皆さんの参画する観光スポットとして、公園造成であれば願っております。意とするところをご理解賜り、ご回答をお願いいたします。

質問の2つです。前年度からですが、ふるさと納税制度が創設されました。東北地震の被災地への復興に向けて申し出があったと放映されておりましたが、蟹江町はいかがでしょう。

蟹江町ご出身で、各地域でご活躍の方がどれほどお見えになるかは存じませんが、蟹江町をふるさとと思い、懐かしみ、親しみを一層持っていただくことが大切であると考えます。あの黒川紀章さんがご存命であるならば、蟹江町の何をふるさととしのんでいただけるでしょうか。緑豊かな田園風景でしょうか。あるいは蟹江新田にあったと言われます木造の映画館でしょうか。あるいは蟹江町を行き交う漁船でしょうか。

蟹江町のボランティア減災の会が伊勢湾台風被害の写真を展示されました。写真をごらんになり、体験者の方は被害の悲惨さに改めて目を覆うとともに、当時の風景を懐かしんでお

られたように思います。

質問の1つでお願いいたしましたテーマパーク創造の延長線に、ふるさとの蟹江のPRとふるさと納税の協力要請があります。長く出生地を離れますと、久しぶりの帰郷は、発展、変化に戸惑うとともに、思い出が消えた一派の寂しさがあるものでございます。町制120周年を機に「蟹江の今昔」を発行し、蟹江町ご出身の方にお送り申し上げ、ふるさと意識の啓蒙とPRのパイロットをお願いしてはいかがかと思います。

歴史民俗資料館に所蔵の写真はもちろんですけれども、町民の皆さんがお持ちの写真を公募し、町民参加でつくる「蟹江の今昔」でございます。ふるさと応援基金募集の一助になると確信し、このようなお取り組みのお考えの有無についてお尋ねいたします。よろしくご回答お願いします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、失礼をいたします。

ただいま米野議員から、「ふるさとの創成『テーマパークの造成』について」2つのご提案をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず1問目、ことし10月に町制120周年を迎えることができますが、この機に川の町かにえ、これを象徴する公園など、テーマパークが造成できないかのご提案であります。

提案でございます川の町、水郷の町かにえは町のメインテーマでもありまして、現在ある町の施設の中では、最もよくこのコンセプトをあらわしているのが佐屋川創郷公園だと思います。場所につきましてはご存じだと思いますが、中央道の佐屋川、国道1号線を高架に上がる右側にある佐屋川のほとりにある公園でございます。

佐屋川の河畔に植えられたさまざまな樹木や、小・中学生生徒のモニュメントがある子供の森、川面に映る赤い太鼓橋、水をイメージした噴水モニュメント、蔵書冊数12万7,000冊を誇る図書館など、水郷のイメージを醸し出しております。

ちょうどただいま本庁舎の1階ロビーで観光フォトコンテスト、これは蟹江の再発見ということで、観光フォトコンテストを実施いたしました。その観光フォトコンテストの20作品を展示してございます。なかなか力作がそろっております。その中でも見事にこの情景をとらえた作品もございますので、今月の23日まで展示してございます。ぜひごらんになっていただきたいと思っております。

さらに、昨年度からは視線を蟹江川に移しまして、国道1号線の南側、二ツ屋橋付近で水に親しむ施設として、愛知県との共同事業、水辺スポット整備事業に着手いたしております。

議員ご提案のテーマパークのイメージ、これは蟹江川にかかります水辺スポットを含むエリア、二ツ屋橋から河合小橋までの間で建設が進められております水辺スポット、この付近に、昔よく見られた船をモチーフとしたモニュメントの設置や、護岸堤防を利用したヒガンバナの群生地、この創成であります。昭和30年代前半までには、この付近には漁港もありま

して、行き交う船も多く、大変にぎわっていたとお聞きしております。

また、この地区の少し南側、新給食センターの建設も始まっております。この施設は、自然との共生をコンセプトに、太陽光利用のオール電化や地産地消の食文化教育の場、またピオトープなど環境に配慮した施設ができつつあります。

さらに、このエリアは、町の観光協会、これが観光ボランティアガイド「夢案内人」の協力を得て作成をいたしました観光散歩マップで、佐屋川河畔の鹿島神社から文学散歩道を経て、文豪吉川英治の句碑、建設中の新給食センターを通り、この水辺スポットに至るルートもございます。ますます町民の皆さんがこの地に目が向きます。

議員からは、随所に蟹江らしさを盛り込んだテーマパークの造成のご提言をいただきました。早急な実現とはまいりませんが、このエリアが今後さらに注目されるよう、川や水をテーマとしたモニュメント、記念碑、また1つの例として、半田市の矢勝川の堤防の面を利用したヒガンバナの群生地、これはシーズンになりますと、何百万と咲き誇る真っ赤なヒガンバナはまことに見事でございます。このご提案もあわせまして、さらなる観光資源の魅力向上を目指してまいります。

次に、2問目でございますが、町制120周年を機に、今年度から始まったふるさと納税制度、これを活用して「蟹江の今昔」を発行し、ふるさと意識の啓蒙など観光PRとのご提案であります。

まず、このふるさと制度、この納税制度でございますが、ふるさとに貢献や応援したいという納税者、これは蟹江町内町外問いません。その思いを実現するために、応援したい自治体へ寄附を行っていただくものでございます。

蟹江町での名称は、「ふるさとかにえ応援寄附金」と申しまして、「ふるさとかにえ」のまちづくり事業に活用させていただくために、昨年12月から運用を開始しております。

内容につきましては、「ふるさとかにえ」への思いがより反映できるように、6つのテーマから選ぶことができます。テーマは、町の総合計画、ここに掲げてございます「いきいきと暮らせる健やかなまちづくり」をはじめとする6つの施策でございます。

さて、ご提案いただいた内容は、ふるさと意識の啓蒙と観光PR、これを目的としておりますので、ふるさと納税制度の活用は十分可能と考えております。町民参加型、ご提案のありました町民の皆様がお持ちの写真を応募し、町民参加で記念誌をつくるなど、1つの例を挙げられまして、この制度の活用について示されたものであると理解しております。

今年度実施いたしました協働まちづくりモデル事業など、町が進めております施策にも合致するものでございます。

町の公式ホームページで掲載しておりますが、先ほどご説明申しましたように、「ふるさとかにえ応援寄附金」について、例えばイメージ図などをお示しし、もっとわかりやすくするなど、「ふるさとかにえ応援寄附金」のより具体的な活用手法や検討をいたしたいと思ひ

ます。また、町外にお住まいの方へのPRなど、積極的に進めさせていただきます。

以上でございます。

○4番 米野秀雄君

ありがとうございました。再質問の必要がないようなご回答をいただきました。感謝申し上げます。

終わりに当たりまして、特に3点ほど申し上げたいと思います。

1つは、ボランティアガイドさんの献身的なご努力、ご協力への感謝でございます。蟹江町を訪れていただく方になくてはならない存在でございます。勉強され、研修を重ねられて、独自の語り部で案内し、紹介していただき、好評を博しております。この場をおかりして、衷心よりお例を申し上げたいと思います。

2つ目であります。立て札についてでございます。

町の伝承地や記念地に立て札が立てられ、案内文が掲出されております。全部を見たわけではございませんけれども、私が見た範囲内で、書かれている言葉が、ほとんどが「である体」だと思います。観光地の多くはご案内というスタンスから、それからだと思いますが、「ます体」が多いようでございます。機会を見て見直しをお願いしたく存じます。

3つ目です。町長にお願い申し上げます。

町長が将来を見詰められ、誠実に確実に観光行政に取り組み、成果を上げられておられますことについては、深く敬意を表します。2件のご提案を兼ねた質問をさせていただきました。意図するところをお酌み取り賜りまして、町長から蟹江町観光協会であります横江淳一さんを指導していただき、ご支援賜りますよう切にお願い申し上げ、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で米野秀雄君の質問を終わります。

質問5番 菊地久君の「『名古屋市』合併に向けて研究会の発足を」を許可をいたします。

菊地久君、質問席へお着きをください。

○10番 菊地 久君

10番 21フォーラム 菊地でございます。一般質問をさせていただきたいと思います。

私は、今回の一般質問というのは、「『名古屋市』合併に向けて研究会の発足を」、これが私のテーマでございます。

なぜこのようなことを今申し上げるか。それは今、町民の間から、蟹江町はこのまま蟹江町なんだろうかね。今話があったように、蟹江町制120年たちました。そして、この120年たった蟹江町は、いついつまでも蟹江町であるのだろうか。他の町村からの合併問題についても、どうなのかな。どんな形が蟹江町にふさわしいのかな。町民の中からいろんな心配

事などが聞かれてくるのが事実であります。

特に、合併問題については、日本の流れが中央集権でずっと来て、中央を中心にしながら、あとは地方は奴隷みたいな扱いをされている、これは大阪の知事が言ったことですが、そのような状況の中で、立ち行かなくなった今日の政治状況で、地方分権というのが非常に大事ではないか。地方分権化をという声が日増しに高まった中で、地方分権の推進や少子高齢化の進展が今日、地方財政等々を著しく悪化をさせているわけであります。そしてまた、市町村を取り巻く情勢が大きく変化をいたしております。

そういうような中で、今、基礎的な地方公共団体で市町村の行政サービスを維持をしたり向上させるためには、どうしても市町村の合併を図ることが必要だというのが考え方として出されてまいりまして、当時の与党では、地方自治体を100ぐらいを目標に定めていきたい、こんなようなことが出されてきたわけでありまして、振り返ってみますと、明治21年には7万という地方自治体があったそうでございます。それから、明治、昭和、平成、三度の大合併を経て、現在1,800市町村を切るまでになったと、こんなことを言われているわけでございますので、それらを踏まえまして、いま一度、市町村合併を検証する必要があるのではないか。この合併を進んできたことは非常によかったのか。それで、これからは一体残された町村はどんな歩みをしていったらいいんだろうか。道州制等々の問題もありますので、それを踏まえて、一つ一つご質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目の質問でございますが、国の方針で進められてきた市町村合併について、現状、どのような状況に今置かれたのか。例えば国全体ではどのぐらいになったんでしょうか、数ですね。では愛知県はどうなんでしょうか。そして海部地区ではどうなんでしょうか。その点について、まず第1点、質問をさせていただきたいと思っております。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、質問の1でございます。

まず、国全体でありますけれども、国全体につきましては、平成11年3月31日で3,232市町村がございました。それが平成18年3月31日で1,821市町村になりました。この前インターネットを調べましたが、3月3日現在では1,781市町村、それから、先になります、22年2月1日では1,771市町村になる予定であるそうでございます。

それから、愛知県であります。20年4月1日現在の市町村数であります、61市町村であります。35市24町2村であります。それから海部地区につきましては、皆さんご存じのように、現時点では3市5町1村であります。

以上であります。

○10番 菊地 久君

そのような状態だということを踏まえまして、なくなった町がたくさんあります。そして、合併は目的を達成されたのかどうか。

そこで、2点目の質問は、合併によって各自治体の行政というのは、合併を下さい、こうだからと言われたそういう諸問題、行政の問題等々は解消されたんだろうかな。財源も豊かになっていったのかな。市民や町民の皆さん方の暮らし向きはどうだったのかな。総合的に成果というのは、市町村合併によって非常によかったという評価がされておるのか、それとも、それ以外に新たなる問題が出されておるのではないだろうか。その辺については、どのようにお受けとめなされておるのでしょうか。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、お答え申し上げます。

自分では調べることができませんでしたので、平成の合併に関する研究会が発表しており資料からご説明を申し上げたいと思います。

まず、行政問題についてであります。

市町村の行政運営のパフォーマンスは、基礎的条件として、職員の体制、職員のモチベーション、職場の組織風土のよさなどによって決まると言われるそうであります。合併前の旧市町村によっては、職員のモチベーションや行政運営に対する組織風土に大きな違いがある中で、特に小規模市町村では職員数が少ない中で、多種多様、多量な事務処理をする必要があり、十分なパフォーマンスを達成していたとは言えない場合もあったと考えられるそうあります。

合併のメリットとして、専門性の確保についてであります。専門性の高い業務に人員を配置することができ、事務執行をする体制が組めるようになった。

それから、適切、効率的、効果的な事務執行については、行政評価の導入やコンプライアンスによる事務執行ができるようになった。

それから、行政課題への適切な対応については、企業誘致、雇用対策、定住施策など、これまでに取り組むことができなかった施策を実施できるようになった。

行政運営に特に必要な職員のモチベーションの向上については、職員間のなれ合いが減り、職員の自立心、自己責任意識が高まり、切磋琢磨する機運が生まれたとともに、幅広い見地から事務が行えるようになった。

適切な人事管理、資質の向上については、定期的な人事異動や昇任・昇格に係る資格試験、能力向上を目的とした研修、人事交流が行えるようになった。

しかしながら、旧市町村間の組織風土の違いや職員の処遇の問題等から、1つの組織として融和するのに時間を要している市町村もあるということでもあります。

それから、財源についてであります。合併前に人口1万人未満であった市町村につきましては、例えば都市と合併した場合については、当然ながら財政力指数は高くなるわけあります。それから逆に、都市がそういうところと合併した場合については、財政力指数が低下するというような状況であります。



それから、町民の暮らしはどうなったかということではありますが、総合的な評価、新たな問題点については、合併してよかったか悪かったかなど、合併全般に関する評価については、アンケート実施主体や地域によって差異はあるが、いずれも「わからない」、「どちらとも言えない」という回答が多い傾向がありました。これは合併全般について、よかったか悪かったかについては、合併後一定期間が経過し、合併の効果を地域住民が実感できるようになってから、今後の評価を待つ必要があるということをおっしゃっています。

それから、あと1点ですが、個別サービスの変化に対する評価については、どの市町村も、「合併後も変わらないが」もっとも多いが、「(やや)悪くなった」が「(やや)よくなった」を上回っている市町村が多いということでもあります。

合併市町村においても、行財政改革の観点から、住民サービスの取捨選択や水準の見直しを迫られていますので、特に敬老、結婚等の各種祝い金など、個人や団体に対する助成金等について、削減、廃止される事例が多く見受けられ、評価につながっているものと考えられることが書いてありますので、以上でございます。

#### ○10番 菊地 久君

3点目の質問は、ではもう少し具体的に身近なことから質問したいと思いますが、海部地区における合併として、弥富市が十四山との編入ですね、合併じゃない、編入合併で弥富市が誕生。そして愛西市が誕生をしたのが身近な問題。身近ですね。

そこで、蟹江町は何をその間やっていたかということ、言うまでもありませんけれども、最初は海部2町2村でどうだろうかという話がありましたが、飛島村さんがどろんしまして、2町1村で法定協議会を立ち上げたわけ。そして、法定協議会を立ち上げてまして、蟹江町議会の中でも合併特別委員会ができて、最初は今の奥田議長が委員長をやってみえた。その後を引き継いで私が委員長をやらせていただきました。その経過等々については、平成16年9月の定例会のときにご報告を申し上げたとおり、最終的に2町1村の合併については破綻をしました。ご破算になった。

では、なぜだろうかな。議事録にも書いてありますが、皆さんにもご報告を申し上げましたし、各蟹江の町民の皆さん、5会場にわたって、合併がなぜ破綻したかという説明会もやり、皆さん方に蟹江町の考え方を申し上げてきたのは事実であります。

まず第1に、蟹江町は合併に当たっては、大変公正に公平に相手の立場も考慮をしつつ、いろいろ問題になっておりますのは、合併するとどうしても事務所の位置をどうしようかな、名称はどうしたらいいかなということが中心的な議論になるわけ。そういう中で、蟹江町はおおらかに、まずは合併ができるという方向で、事務所は例えば十四山でも結構ですよ、こういう投げ方もしました。名前につきましては、おのおの町の名前はやめようねというような暗黙の了解であったわけ。ところが、最終、ほとんどうまくいかけたときに、弥富がですね、弥富の当時の町長、腹も立つです。名前も言いたくありませんけれども、自分の町

を中心にならないかん。弥富市でなければ嫌だと言ったわけね。嫌だ。嫌だといことは、蟹江がイエスと言え、合併はできたわけです。しかし、蟹江町の今までの伝統や歴史や文化、ことし120年になる蟹江町です。明治からでしょう。それだけの伝統や文化のある蟹江町が、あちらのほうに名前を変えてでも入ったほうがいいのかどうか、これは町民の皆さん方が悩み苦しむところですね。

振り返ってみると、昭和30年に名古屋市合併の問題があつて、富田と南陽町は名古屋市、蟹江町はそのときに入らなかった。やっぱり蟹江の重き伝統を守って、蟹江の承継、蟹江は独自でも頑張れるんだよという意気込みがあつたと思うわけですね。そのときも名古屋市の合併ということがあつたが、やめました。そんな歴史等々を踏まえてきたことですね。だから、蟹江町はそのときに地域の合併から一緒にならなかったということ、これは現実の事実でございますので、今、頭の中に入れておいたほうがいいかなと思つて申し上げるわけでありまして、そこで、一番身近な、この身近な海部郡における合併をされた弥富市、愛西市、一体愛西市の皆さん方の声はどうなのかな。市長をはじめ、その他の議員さんはどう思われているのかな。

あそこは2町2村の合併でございまして、私の評価というか、私が耳にしたり判断をしておると、愛西市の合併は成功したとは思えません。今も大変厳しいし、ああいう方法でどうかかなということで、もう一遍戻せるなら戻せ、そういうことにはならんと思つてますが、大変だったかなという私は分析をして、評価をいたしておる。

人様のことを言つてはいけません、そういうふうと思つておりますし、では弥富はどうかというと、弥富が一番ようもうけたと思つとる。丸裸だと言つて、十四山さんが素っ裸でもいいで入りますと言つた人がおつた。それで、すべてをなげうつて弥富へぴつと入つちやつた。そうしたら、弥富が結構あれだけのものをひっくるめてぎょうさんいただいて、自分の名前をもらつて、今思うと、弥富は得をしたのかなというのが私の分析ね。

そして、これはあくまでも私が思うのは、愛西市のほうはどうだったかな。ちょっと問題があるかなと思う。弥富のほうはもうけやがつたなと、もうけたという言い方はいかんけれどもという、私はね。

そこで、私みたいな人間がそんな偉そうなことを言つと、皆さんお笑いになるといけませんので、ここで私が質問をしたいのは、横江町長としては、合併についてはどんな評価を今されておられるのかな。言いつらいとは思つてますが、言いつらい中でも、どうかかなという点について質問申し上げます。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをしたいと思います。

2町2村、海部南部の合併協議会のことは、私よりもはるかに菊地議員のほうに内容は熟知してみえると思つてます。

それで、結果から申し上げます。蟹江町は平成16年9月にそれぞれの5つの学区で、私も含めて、議員が立ち会いのもとで住民の皆さんに説明をさせていただいたのも、しっかりと記憶をさせていただいております。そんな中で、たまたま平成17年4月2日に、この私、横江淳一というのが町長に皆さんの負託を受けてならさせていただきました。

まず一番最初にやらなければならないのは、蟹江町はこれからどうするんだと。町村合併も視野に入れて、これから蟹江町の運営をしていくんだということを私の考え方の中に入れておったものですから、皆さんにタウンミーティングの場で問わせていただきました。そのほとんどの答えが、4年間を通じて、これがすべてではないとは思いますが、やっぱり小さくても自立した町をつくるべきじゃないか。足腰の強い町をつくって行って、それからじっくり情勢を見て、広域行政も含めた考え方を住民と一緒にやってやればいいじゃないかというのが、私は一定の結論であったやに今は考えておるわけでありまして。これは、私の今現在の蟹江町の考え方でありまして。

ただし、この先どういうふうであるかということにつきましては、ちょっとまだ明言を避けたいと思いますが、今ご質問の弥富市、愛西市はどうであったかなということでありまして。これ、主観をここで申し上げるのは大変不適切だと思いますので、申し上げにくいことではあります。

ただし、弥富市については、先ほど言いましたように、港湾を有しております。そういう意味で広大な敷地で、今後、海部南部、飛島も含めて、蟹江町も含めて、この全体のリーダー的存在になるべく、一生懸命やっておみえになるのかな。ただし、住民はどうであったかということは、住民調査をしたわけじゃ多分ないと思いますので、これについての回答ははっきりしないと思いますけれども、私の観点でいきますと、ああ、うまくいっている状況にあるのかな、こんな感じを受けるのは事実であります。

愛西市につきましてはご存じのように、市長選挙が来月控えております。あそこも2町2村で愛西、愛知の西にある地域ということで、非常にいい名前でも、ただし分庁方式をとった関係上、若干ランニングコストがどうしても抑えられないというようなことを住民の皆様方から話を聞きました。

しかし、今後、優良な農地、一次産業を有しておる地域がありますので、それを中心とした田園、優良な土地を中心とした産業がこれからも発達するでありましようし、また2つの町はそれなりにも都市化も進んでおります。そういう意味で、良好な地域がこれからも形成されていくのかな。ただし、若干我々にとってどうなのかなと思いますのは、行政改革の中で、分庁方式がこの先どういうふうに住民の皆さん方に影響が及ぶのかなということが若干私としても未知数な部分がありますけれども、今の時点でいけば、スムーズに運営をされているというふうに考えております。

以上です。

○10番 菊地 久君

次に、5点目でありますけれども、今、残されたところの問題でありますけれども、例えば東部3町が法定協議会をつくりましたね。そして、10月には一定の方向が出ると思うんですが、そこで東部3町が合併をするということになったときの話ですね。なるかならんかわからん。一応なったとしたときには、あと残されたのは大治と蟹江と飛島村なんですね。

そこで、どうなのかな。飛島さんは金持ちで、何やったってどうってことないもんですから、いいでしょう。飛島は村でね。愛知県で村は2つだけです。無形文化財じゃないか。歴史に残る村としていいと思いますが、例えば大治町さんは大変な町なんです、財政的、いろいろな面でね。だから、大治さんはどうかな。そのときに蟹江はどうなの。

例えば、残った大治、蟹江、飛島で一緒の話ができるだろうか、できないだろうか。飛島の方からは、それは一般的には無理だわなど、こうおっしゃると思うわけですが、そういうときを考えてきたときに、町民の皆さんが、例えば東部3町合併しますよ、来年の3月に。その方針ができたとする。そのときに蟹江の町民として、あれ、蟹江町だけはどうするの、取り残されちゃっていいの、これからどうなの、小さくともきらっと輝いておるだけで飯食っていけるのとか、これから大丈夫なのという町民に不安が起きはしないだろうか、こんなふう思うわけでありす。

だから、そのときのことを考えたときも、町長はまだその時点までは、今おっしゃったように、小さくともきらっと輝く蟹江町でありたいという意思表示を示していくのか、それとも次の私は、それは一緒に後で答弁をいただくとして、6番目の質問に入るわけでありすけれども、これはあくまでも私の思いや私の考え方になると思いますが、先回も道州制問題で小牧でお話がありました。あの人は、本当に道州制を進めようという講師なのか、どういう講師かよくわからん。聞いておったってわけわからん。どうしたいのと言いたかったけれども、そんな質問をすると怒られるで、黙って帰りましたけれども、大体全国を9ブロックぐらいに分けて道州制という形にして、中央集権をやめて、地方で力を持ってやってちょうだいと。

国は防衛と外交さえやって、あとは地方で頑張ってちょうだいという、そんな国の自治体体制をとというのが道州制のようでございますけれども、そこで私自身、今思うんですが、これは名古屋市は2月でありますけれども、大都市圏の州、名古屋州、こういうようなのを大きく新聞でも言うておりましたし、松原市長も言うてみえたんですけれども、東京はいいですよ、東京。横浜、名古屋、大阪。だから、横浜、名古屋、大阪の大都市は1つの州として認めてもらえんだろうか。また、名古屋市は220万のまちでありますけれども、それを軸にして、もっと拡大をし、また地域を、名古屋圏をひっくるめて500万の名古屋州というか、都市の州というか、そういうものを目指していきたいという考え方があるわけですね。

これは、私が議長のとときですが、昨年、名古屋からお話し合いがしたいと。大都市行財政

制度特別委員会というのがあって、懇談会へ参加をさせていただいたわけでありましてけれども、市の地域のあり方について、将来の望ましい市の地域、広域連携というようなお話し合いで、そこへは私と山田乙三議員と一緒に参加をさせていただいておるわけでございますけれども、その前に名古屋市へ大治、七宝、美和町は、平成16年に名古屋市の合併を申し入れておるわけですね。それについては名古屋市、ちっともいい顔もせんし、考えも出さなんだようでありますけれども、今回行ったときに、私はいいか悪いかは別といたしまして、蟹江町さんどうだねとおっしゃったときに、私のあくまで考えですけれども、大体名古屋市の動きかたが遅いよと。我々蟹江の町民の中では、名古屋市を中核として、名古屋市合併という望みもあるし、声もあるし、そういう声も出しておったよと。しかし、名古屋市はそっぽを向いて、何こいとるという面しとったじゃないかと。

しかし、いろいろと検討していったときに、名古屋もやっとなら自分のところを中心にして、地域の町も入れて、例えば名古屋でいえば、今、名古屋の中心は駅前ですよ。大ビルが建って。あれから西へ向かってくると、一番近いところなんです、ここは。だから、木曽川までを名古屋市へ入って、1つの名古屋市がまず大きくなって、名古屋市を中心にして、地域の自治体と一緒にいる。例えば尾張なら尾張ですね、全体の。500万ぐらいの人口になると思うんですが、そういうものを目指そうかな、こんな動きがあるというふうに思っておるわけでありまして。

名古屋市の今、市長選挙が今度あるもんですから、どちらが市長になるかわかりませんが、いずれにしても、名古屋の動き方というのは、そういう動き方をしておるのではないかと、こういうふうに私は受けとめておるわけです。

そこで、町長にお尋ねするわけでありましてけれども、先ほど言いましたように、東部3町が合併に成功しました。残されたのは、蟹江、大治、飛島でした。そのときの我々として、蟹江町や蟹江町民として、ああ、3町が合併したことに対してご苦労さんと言って拍手をすると同時に、心の中では、これでいいのかなという思いが出てくると思うんです。私だけではないに、町民の皆さんから出る。したがって、今から、そういうことになるかならんか別として、これからそういう大きな動きの波の中へ我々も乗っかかかっていく、なるならんは別として、勉強会などを立ち上げてお互いに勉強しようよと。そうすれば皆さんも、町民の皆さん方も、あっ、名古屋はこう動いておる。蟹江がそっぽを向かれておるんじゃないかと、名古屋にも言葉をかけていただいておりますもんですから、大名古屋とすばらしい蟹江町、小さくともきらりと輝く蟹江町がその中の一員として入れるかどうか、そんな勉強をしていくというのが大事なときに今なってきたおるのではないかな、こう思いがするわけです。

これは次の7点目の私が質問しようと思った名古屋市の目指す名古屋州の動きを念頭に置いて、蟹江町として直ちに研究会を発足し、ともに実現を目指し、先頭になって頑張る姿勢が大切と思われる。名古屋市合併か名古屋州の中に位置する小さくともきらりと輝く蟹江町

である。いずれにしても、町民の夢と期待で、安心できる町蟹江町でありたい。蟹江丸の船長、横江町長のかじ取りに期待を申し上げたい、こういうふうに私は思っておりまして、そこで町長はどう今、合併問題、蟹江町の位置づけをお考えなのかをお尋ねを申し上げたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、素晴らしい蟹江町の応援団として、菊地議員が今、熱弁を振るわれました。その質問に十分お答えできるかどうかわかりませんが、一生懸命答えさせていただきたいと思えます。

まず、東部3町の合併であります。

これは、実は東部4町で実は合併構想があったと私は思っております。たまたま議会の賛同が得られなくなり、ただし、これも住民の考え方と議会の皆様方の考え方が若干ねじれているのではないかというのが、これは大治町民の皆さんが言ってみえたことでありますので、我々が今申すわけではないんですが、いずれにいたしましても、最終的には大治町さんが合併から漏れました。今、東部3町が合併協議を任意の協議会を進めておいでになるのは、十分理解をいたしておりますし、もとよりこの東部4町が合併の協議を始めるといった1年前にですが、この海部郡の町村会でそのような話し合いがございました。

それで、実は東部4町が合併協議に入るわけでありましてけれども、蟹江町さん、飛島村さん、どうでしょうかという案内が実はございました。これはもう正式にじゃなくて、非公式に話し合いの中でございましたが、我々としては、まず合併というのを確かに視野には入れておりますけれども、まず東部4町さんの動きをしっかりと見させていただき、とりあえず東部4町さんで枠を組んでみえるということでしたら、我々はその経緯をしっかりと見詰めさせていただき、今後の糧にしていきたいというふうで、まず4町がスタートされ、たまたま今、経過で申し上げましたとおり、大治町さんが途中で抜けられました。そして、来年平成22年の4月にスタートに向け、合併協議会をこの4月に立ち上げるという情報も聞いております。

ならば、逆をずっと、終着点が決まっておりますので、逆をぼっていきますと、この平成21年10月末までには愛知県に合併の申請をしなければならないということでもあります。そうなりますと、それまでに法定協議会を立ち上げ、それぞれの町村が議決をして歩まなければならないということだというふうに思っております。

それで、今、菊地議員がおっしゃいました蟹江町が取り残されたのではないかという感はどうであろう。これも斜めから見たらそういう考え方もありますけれども、蟹江町は依然としてやはりきらっと光りながら、とりあえずはまず自立の道を進んでおるんだぞと。ただし、東部3町さんが合併したときには、最終的に今、3市5町1村ある中で、4市2町1村があるのがあるのか、それとも海部郡全体の広域行政圏を考えたほうがいいのかという選択に迫られるのも事実であります。

そんな中で、今、私自身が考えておりますのは、いわゆる国の提唱いたします、若干後でも出てきますけれども、道州制の考え方の前に、定住自立圏構想というのが愛知県に今ございます。これは大体5万人から6万人の市を中心として、その周囲にある町村がいろんなところで一部事務組合の同じような考え方で共有をしてランニングコストを、それで十分やっくいこうかということでありますが、残念ながら、愛知県、今61市町村ございますけれども、定住自立圏に核になるのは2つの市しか今、愛知県は考えておりません。そんな中に、じゃ海部郡は入っておるかということ、残念ながら海部郡は入っておりません。そんな中で、32万都市の海部郡を今後どう考えていくかということについては、これはしっかり考えていかなければならないというふうに思っております。

今現在、法定協議会を立ち上げる状況になった時点で、我々といたしましても、当然、来年度、私がどういう状況になるかわかりませんが、町民の皆様方と毎年ずっとやっておりますタウンミーティングを通じまして、これからの蟹江町はこういうふうに行くべきだということをお示しをさせていただいて、町民の皆さんの意見も十分聞き、また議員の皆さん方の意見も十分聞くつもりであります。

ただし、これも定住自立圏の問題もありますし、それから道州制の問題、今、議員さんがおっしゃいました平成18年3月の議長会のときに、たしか大都市行政制度会かなんかの懇親会に出られたと思うんですけれども、そのときに話があったと思いますけれども、私もちょっと読ませていただきましたが、いわゆる大正時代にあった6つの都市、東京、大阪、名古屋、神戸、6つの都市があつて、実際、特別市を形成するその前に、いわゆる政令指定都市になってしまい、東京都ができ、実際5つの府、大阪府を含めた6つので、東京都だけが都制をしきました。あとの東京都を除いた6つの都と府がどうしようということで、政令指定都市のままで残ってしまった現状があるわけでありまして、50年以上この制度は今もずっと来ておるわけでありまして、いまだ見直しがされておりません。そのうちの1つの政令指定都市が大都市名古屋であります。

そして、名古屋州というご意見もございました。それも、松原市長が言っておみえになりますグレーター名古屋市計画、330万人を名古屋市周辺でつくるんだという計画にも若干オーバーラップしている考え方だと思っておりますので、私といたしましては、これも町民の皆さんの意見を十分聞かなければなりません、東部4町が法定協議会を立ち上げたときに、これは考えるべきだと思っております。

ただし、仮に東部3町が1つのまちを形成したといたしましても、蟹江町は蟹江町でありますし、それから、今現在、東部3町、それから海部南部の弥富市、それから愛西市も含めてでありますけれども、一部事務組合を形成して、それぞれが同じ土俵でいろんな行政をやっておりますその枠組みについては、変わるものではないというふうに考えておりますし、若干の負担金がこれから変わってくるかもわかりませんが、それについても慎重に、蟹江町

だけではなく、弥富市、愛西市ともこれは検討していかなければならない。当然、飛島村ともこれから十分協議をして、全体としての流れをこれから考えるべきだというふうに思っております。

ですから、大所高所の考え方に立って、これから皆さんと一緒に小さな流れ、大きな流れを考えていかなければならない1つの起点になるのが、私は法定協議会の立ち上げだというふうに見ております。その経過を見た上で、我々は住民の皆様方、議員の皆様方にもご提示を申し上げ、ゆっくり考えていくべきことだと考えております。

以上であります。

○10番 菊地 久君

今のね、町長はやっぱりまじめな方だもんですから、まじめな答弁をいただいてありがたいわけです、非常にね。

しかし、今、私が思いますのは、やっぱり動きとして、どういう動きがあるかわかりません。特に国の言っておることなんて余り信用できんもんで、どっちでもいいんですが、しかし、こうしたいと言いながら、国は国会議員にしても人数減らしはせん。そのままですよ、ほとんどね。愛知県でもそう、変わらせんですよ。まじめに地方財政や地域を考えて、それ、合併せにゃいかんかな、一生懸命、いい悪いは別にして、たっただった合併して、そして結果は、その議員さんの数って、ばばばと減って、地方議員がどれだけ減ったと思いませんか、くそまじめに。蟹江でも22から6人減ったんですよ。これほど国が言うのは言いつ放しで、何もせん国家ですわ。国ですわ。そういう中で、我々地方議員というのは、国からおりてきた方針やなんかまじめにとらえて、まじめに頑張って、そして真っ先にみずからの首を切って、でも自分たちの町を何とかよくしたいという、こういう気持ち物がすごく強いわけ。国会議員の連中に聞かせてやりたい。県議員に聞かせてやりたいと私は常々思っております。

だから、そんなことを言ったってどうしようもないと思っておきらめておるもんですから、では、せめてこの町で横江町長を中心とし、役場の皆さんや、そして我々議員がまさしく町長のおっしゃる三者一体、三位一体という言葉は余り好きでないもんですから、三者一体となってこの蟹江町をどのようにつくり上げていったらいいのか、導いていったらいいのか、町民の皆さん方の安心できる、そういう方向づけをどうしたらいいかということが一番論じ合っていくのが必要じゃないかな。

そういうような意味で、あした、あさっての話じゃないんですよ、こんなものは。どっち転んだって、道州制だって、やるやる言ったって、本当に私が生きておる間になるかどうかわからんぐらい、そのぐらい思っていればいいぐらい。しかし、何もしなんだ、何も考えていなかったじゃいかんもんですから、蟹江町120年たっちゃう。120年ですよ。こんな町珍しい。本当に歴史と文化と伝統を重んじて、蟹江町民がその財産を引き継ぎながら頑張ってお



るから、150年でも200年でも蟹江町がいいとおっしゃるかもしれんよ、皆さんの心の中では。しかし、そうばかりではなしに、生活圈というか、40%ぐらいは名古屋市で物を買っておるようですね、名古屋市のこの分析見ますとね。というように、名古屋とは切っても切れないんですよ、経済圏としてね。

だから、こういう問題が起きたときに、すぐ名古屋市へ合併しようとか、ああしようということではなしに、そういう名古屋が動きがあるならば、一緒に、蟹江だけでも名古屋の動きを勉強会をやるだとか、役場の皆さんで研究会をやるだとか、立ち上げようじゃないかということが私は望ましいし、町民の皆さんに聞かれたときに、こういう考え方やこういうことで今お任せというような、何かの旗印を上げていかないといかんのではないか、そんな思いで申し上げる。

例えば町長、今言いました具体的な問題はいろいろこれから出ましよう。確かに海部は1つですよ。海部は1つ。水道はちょっと違っても、1つ。それから、し尿だとかごみだとか1つ。それから、下水もねというように、行政は広域行政のような、一部事務組合的な感。それから、これから出てくると思いますが、消防の問題ですね。消防は単独でいいのか。一部組合をやっておるとか、それ全部をひっくるめた1つの消防組合でやったほうが、例えば効率はよくなりやせんだろうかとか、救急体制も蟹江は蟹江町で単独で守っておるけれども、全部を、はしご車でもそうですよ。あんな立派なはしご車、蟹江単独で買って大変な財政使ったんです。海部24万ぐらいの都市ですか。そこだったら、幾つで回せたじゃないかとか、そういうのも考えられる財政運用もあるわけです。

そういうことは否定するつもりはないですよ、何も否定するつもりはないけれども、今言ったから、あしたから名古屋市になるわけでもありませんし、私が議員やっつる間に名古屋市になるとも思っていないし、だから方向や気持ちや言葉のどこかで、お互いにそんな気持ちやそんな願いやものが少しずつ出てこられると、孤立しておるかなという思いをさせてはいけないうつもりで私は言っておるわけです。

東部が合併が例えばね、失礼なこと言うといかんけれども、パンクしちゃったと。そうすると、海部、みんなこっちの名古屋の西側はみんなパンクだよと。お友達ぎょうさんおるもんですから、仲よしこよしの連絡会でいろいろ話し合って、まあまあそのときに頑張ろうということになるかもしれんよ。しかし、万が一って失礼ですが、のときのことを考えて、蟹江のあるべき姿というものは、やっぱり何らかの形で青写真を描きながら、頭の中に入れながらしていったほうがいいときかな。

合併問題で蟹江町は最初から入っとらんと、県に嫌われたんですよ。しかし、不成功になったのは蟹江は悪くないでね。蟹江ほどまじめに合併しようと言ったところはないんですよ。これほどまじめに言ったんだけど、相手が悪かっただけだ。だから、愛知県には受けがいいの、蟹江は。蟹江は県の言うことをまじめに聞いてくれて、合併をしようとして一生懸命努

力してくれたと。今でも頑張っておるというのが受けがいいということ。政治なんてそんなもんじゃないの。県の言うことを横を向いておると、怒ってくるでしょう。だから、それと一緒に、蟹江は非常に町村の部屋へ行ったときでも、「蟹江さん、ご苦労さんだったね」と言ってくれるがね。それも1つの政治かなと思いますので、町長は本当に至極まじめに物事をとらえて、一生懸命おやりになっておりますので、ちょっと私とは違う面もありますが、それもいいところかなと思っておりますので、どうかこれでなかなかしゃべる機会はなくなるとは思いますけれども、17日から蟹江の町長選挙でございますので、ぜひとも立派な成績を上げて、ここへ戻ってくださることをご期待を申し上げまして、終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○議長 奥田信宏君

答弁いいですか。

○10番 菊地 久君

なしでいいです。いいです。結構です。

○議長 奥田信宏君

それでは、以上で菊地久君の質問を終わります。

質問6番 伊藤俊一君の1問目「不登校児童生徒の現状とその対応について」を許可をいたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きをください。

○2番 伊藤俊一君

伊藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、2番 伊藤俊一でございます。

「不登校児童生徒の現状とその対応について」と題しまして質問をさせていただきます。

今回、どうして不登校問題を取り上げようと思ったかと申しますと、昨年、ある不登校生徒にかかわりを持ちました。いろいろと相談に乗っている中で、不登校とは簡単に解決できる問題ではないということを実感をいたしました。そこで今回、不登校の問題について取り上げてみようと思ったわけでございます。

さて、不登校が学校教育の大きな問題となってから随分年月がたっております。国や県、市町村とそれぞれがさまざまな施策を行っているようでございますけれども、それでも不登校は増加傾向にあると聞いております。

少し具体的に申し上げますと、文部科学省では、学校基本調査において、毎年、年間30日以上欠席した児童・生徒数を調査をしております。平成19年度の調査によりますと、不登校の児童・生徒は対前年度比で2年連続の増加となっております。小学校では2万3,926人、中学校で10万5,328人と発表をしております。これは不登校児童・生徒の割合によると、小学校ではおよそ300人に1人、中学校ではおよそ28人に1人となるわけでございます。統計上、中学校は学級に1人は不登校生徒がいるということになります。

学校の先生方も、それぞれ児童・生徒の実態に応じて一生懸命対応をさせていただいておると思います。それでも不登校の児童・生徒はなくなるわけでありませぬ。

確かに、不登校になる子供たちは、一人一人その要因が違いますけれども、彼らの心の窓を開かせることは難しいかもしれませぬけれども、何かできないだろうか、そうこのごろ思うようになってまいりました。

そこで、何点か質問をしたいと思ひます。

まず1つ目は、蟹江町では国・県と比べて不登校率は多いのか少ないのか、お教えをいただきたいのであります。また、蟹江町の小・中学校別に不登校児童・生徒数がどれだけいるのか。そして、それを教育委員会はどう踏まえ、対応しているのかをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります、まず最初の質問にお答えをしたいと思ひます。

児童・生徒の不登校率についてであります、平成19年度が一番新しい調査結果ということでもありますので、その数字で不登校率を申し上げたいと思ひます。

小学校では、全国が0.34%、愛知県は0.39%、蟹江町では0.81%、これは全国、愛知県より多い状況になっております。具体的な数字でいいますと、全国の298人に1人の割合に対して、蟹江町では123人に1人の割合になっております。

次に、中学校であります、全国が2.91%、愛知県が3.01%、蟹江町では2.21%、全国の34人に1人の割合に対して、蟹江町では45人に1人ということで、中学校においては、蟹江町は少ない不登校率というふうになっております。

次に、蟹江町の不登校児童・生徒数であります、全体で42人、うち小学校は18人、中学校では24人になっております。これは18年度に比べて7名増加している状況であります。ちなみに20年度は、2月の時点でありますけれども、全体で40人、小学校が8人、中学校は32人で、今度は小学校が少なくなり、中学校でふえているという状況であります。

ところで、この数値を教育委員会はどうかとらえているかということでもあります、19年度の小学校の不登校率は、全国、愛知県より高いという状況であります、20年度は、先ほども申し上げましたが、小学校が少なくなって、中学校がふえるという状況になろうということでもあります。

年々、その年々によって数値が変わるわけではありますが、しかし、横並びあるいは増加傾向にあるという事は間違いありません。そういった観点から、教育委員会としましてこの情勢、状況を真摯に受けとめて、不登校問題に取り組んでいきたいと思っております。

ただ、議員もおっしゃったように、不登校問題は本当に簡単に解決できるような問題ではございません。でも、不登校になるには、必ず前兆があるんじゃないかなというふうに思っております。その前兆をまずは見逃さないこと、そして対処することも、早ければ早いほど

問題解決につながるんじゃないかなというふうにとらえております。学校に対しては早期発見、早期対応に努めるよう、現在のところお話をしているところであります。

以上であります。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

本当に教育長をはじめ、先生方もいろいろと真剣にこういったことはとらえておみえになるとは思いますけれども、なかなか根の深いこれ、問題だな。担任の先生だけでは到底解決のでない問題がたくさんあると思いますので、ぜひPTAも含めて、皆さんと一丸となって、こういったことのない、学校が少しでも明るい教育ができるような環境づくりに努めていただきたい、そう思います。

2つ目でございますけれども、不登校に関する言葉に「中1ギャップ」という言葉があるそうですが、中1の不登校生徒数が小6と比べると3倍近くになる。つまり中学校へ上がると不登校が急にふえるということを指すのだそうです。このことは蟹江町にも当てはまるのではないのでしょうか。当てはまっているのであれば、それについてどう対応してみえるのかお尋ねをしたいのであります。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

2問目のお答えであります。まず「中1ギャップ」という最近の言葉でありますけれども、これは小学校から中学校へ進学するに当たって、小学校と中学校に溝があるかのように、急に不登校の生徒がふえるという状況を言いますが、このまず要因としましては、中学校では教科ごとに先生が変わるということ、部活動での先輩、後輩という関係、あるいは学習内容が高度になり、ついていけないというようなことが挙げられております。そして、このような環境の変化になじめずに、学習や生活でつまづいてしまって、気持ちが不安定になり、その結果、不登校になってしまうというようなことを言われております。

ところで、お尋ねの蟹江町の状況でございますが、少し数字を述べさせていただきます。平成17年度、小学校6年生の不登校児童数は3名、その翌年の18年度中学校1年生の不登校生徒は4名ということで、1名の増。18年度の小学校6年生は3名、19年度の中学校1年生は4名、このときも増は1名。19年度の小学校6年生は6名、20年度、現在ですが、中学校1年生は8名ということで、2名の増になっております。これもその年その年によって数字は変わっておりますが、こう見ますと、急に2倍とか3倍とかというような、蟹江町の場合はありませんので、「中1ギャップ」はまだ問題になるようなところにはなっていないんじゃないかなというふうにとらえております。

しかしながら、全国的なことをこれ言われておりますので、蟹江町でもいつこの「中1ギャップ」があらわれるかもしれません。そういった面から、先ほど申し上げました「中1ギャ

ップ」になる要因を学校の先生は念頭に置きながら、子供たちに当たるようなこともお話をしておりますし、また小・中学校の連携、これもちょっと重視をして、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

3つ目でございますけれども、不登校になる原因はそれぞれでありますけれども、児童・生徒一人一人に応じた対応が必要だと思えます。そこで、実際の不登校に対してのどのような対応をしているのか、詳しく教えていただきたいと思えます。

この点について、3点にわたってお尋ねをいたします。

1つ目です。学校はどのような体制で不登校児童・生徒や保護者に対応をしておみえになるのかお尋ねをいたします。

2つ目、教育委員会は、学校での不登校に対して、学校とどのように連携をして対応をしておいでになるのか。

3番目、不登校に関しては、いろいろな機関との連携も必要と言われていますが、教育委員会として具体的に対応をしておいでになるのか、お尋ねをいたします。

○教育長 石垣武雄君

失礼をします。

学校とか教育委員会の対応についてであります。順番にお答えをしていきたいというふうに思います。

まず1点目の学校はどのような体制で不登校児童・生徒や保護者に対応しているのかということであります。

1つは、中学校には各学校にスクールカウンセラーという方が毎週1回見えておまして、生徒や保護者、時には先生ということで、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行っております。

また、学級に入れない子に対しては、保健室や特別の場所を用意して、養護教諭の先生や担当の先生によって子供の指導に当たったりもしております。

それから、登校を促すというようなことで、電話とか家庭訪問を行い、勉強や生活面での相談に乗ったりもしております。

ただ、一番難しいのは、本当に子供が引きこもってしまっているというケース、これについては、相談、家庭訪問しても、なかなか難しいなというところで、学校も今現在そうでありますけれども、困っている状況でございます。

あと、あわせて学校の中でのことですが、小学校、中学校すべての学校でいじめ・不登校対策委員会という会を設置をしております。この会では、いじめ・不登校の早期発見、早期対応に努めるためのアンケートの検討や分析、あるいは個々の子供たちへの対応、そんな事

例を挙げながら話し合いをしております。

そしてまた、これは1週間に一度とか、あるいは随意であります、職員会議とか生徒指導の話し合いの場で、全職員が集まる会議等を利用しながら、そういう場でも児童・生徒の情報交換を進めるように取り組んでおります。

2つ目の教育委員会は学校にどのように連携し、対応しているのかということですが、昨年でいいますと、教育委員会が主催をして、教員向けに不登校に関する研修会、カウンセリング研修を実施をいたしました。

それから、ご承知だと思いますが、あいりすというところがございます。このあいりすから訪問相談員を派遣して、生徒とか保護者と話し合ったりもしております。

また、毎月であります、学校から不登校児童・生徒の状況ということで、これは30日ありません。毎月出してもらっておりますが、一月で7日以上、その月、例えばきょうが3月でありますので、2月は7日以上欠席した子はどのような状況であるかというようなことを学校から提出をしてもらいながら、その状況によっては、あいりすのほうからアプローチをするようにしております。

もう一つ、これは学期に一度であります、教育委員会主催ということで、蟹江町のいじめ・不登校対策委員会、先ほど学校も持っていると言いましたが、蟹江町もこのいじめ・不登校対策委員会を持っておりまして、その場では各学校の状況や対応の仕方などを話し合い、指導のあり方について検討しております。各学校からおいでいただく先生については、まず校長先生ということと、生徒指導担当の先生ということで、必ず2名はおいでいただいて、情報交換等を行って進めるようにしております。

3点目のどのような機関と連携しているかという質問でございますが、主な関係機関を言いますと、まず地元の民生委員さん、それから海部児童相談センターの方、あるいは保健センターなどがございます。不登校の児童・生徒の中には、精神的に不安定な子もおり、時には問題行動を起こす場合もあります。このような場合は、関係機関の皆さんに集まっただいて、検討会議を開くこともあります。そして、学校と民生委員さんとでまた毎年、これは1回でありますけれども、情報交換なども行ったりして対応しているというようところでございます。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

4つ目でございますが、蟹江町として、適応指導教室（あいりす）を10年ほど前につくっておいででありますけれども、現在の状況を教えていただきたい。そして、学校復帰を含め、今までの成果はどうであったかお尋ねをいたします。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

あいりすは平成11年1月4日につくられましたので、ちょうど本当に10年たつわけですが、平成19年度、昨年度の実績はまずどうであったかということをお願いしますと、5月から3月までの間に12名の子供があいりすに入っておりました。うち小学生が2名、中学生が10名であります。12名のうち、学校復帰した生徒が5名、中学校3年生もおりますので、4名おりました。は卒業して専修学校等へ進学をしております。

また、あいりすでは訪問指導も行っております。ですから、19年度は3名の生徒に対して家庭訪問というか、訪問指導をさせていただきます。その中の1名は、引きこもり状態からあいりすに入ることになりました。そして、2名は学校へ戻ることができました。

今年度であります、現在は11名の子供が在籍をしております。うち小学生が2名、中学生が9名となっております。また、家庭訪問を行っている生徒も2名ございます。このうち中学3年の生徒が5名おりますが、いずれも進学が決まったという報告を受けております。

あいりすの指導補助員の言葉をかかりますと、子供たちはここでエネルギーをためて元気になって学校へ戻っていきまうと言われます。現在もあいりすと学校の両方に実質通っている子供たちや、テストだけは学校へ行くという子供、それから最初はなかなか溶け込めずに1人でいた子供が、あいりすの中で集団の中で会話に参加できるようになったというようなことも聞いております。

ところで、あいりすはこの3月で一度、すべて退室ということになります。4月は学校へ行けるようになってほしいという願いで、4月はありません。また5月になってから、どうしてもまたそこで相談をかけながら、あいりすに入る場合がありますということで、とりあえず5月から3月の間を基準として、学校復帰を中心に考えながらということで取り組んでおります。

以上でございます。

#### ○2番 伊藤俊一君

大分成果が上がったということでもありますけれども、その空間が多少心配でありますけれども、そういうものをつくらなくても、あいりすがなくてもいいような状況が望まれるわけでございます。また、続いてひとつ努力のほどよろしく願いを申し上げます。

最後になりますけれども、実は須成地区におきまして、最近、小学生の通学路におきまして、ガラスが道路に散乱をし、放置をしたままでありまして、父兄の皆様より、何があったのか、この状況で子供を通学させられない、心配である、親御さんが子供について通学をされている方がございます。ありがたい協力でありまして、感謝いたすところでもありますけれども、このような状況を踏まえ、教育委員会、教育担当課、須西小学校、PTAはどのような対応をされたのか教えていただきたい。

このようなことが原因で不登校にならないようにするために、追加で質問をさせていただくわけでございます。どうかよろしく願い申し上げます。

○教育長 石垣武雄君

ただいまご質問をいただいた件であります、須西小学校の校長先生から報告は受けてございます。

これにつきましては、教育委員会もつかんだわけではありますが、学校にも連絡をして、すぐに現場を確認に行っていただきました。そして、その日の帰り、下校について、実は普通、通学路の決まった通学路で行くんですけれども、先生が付き添って、違う道路を違って下校をさせました。

翌日からであります、不安な面があるということもありまして、特にその近くを通るといふところの広場というか、集まる集合場所がございますけれども、そこへは担当というか、学校の先生が外向いて、そして一緒に登校をし、そして帰るときはまた帰るときで、一緒に帰るといふようなことで、今やっておるわけであります。また、保護者の方も、子供のそういう通学の様子を気にもかけていただいていることも聞いております。

ところが、通学路というのは、子供にとって安全でなければいけません。このような状態は、少しはいいとしても、長く続くというふうなことであっては、これは問題であるといふようなことでとらえております。それで、学校とも協議をさせていただいた結果、本当に最近の話なんでありまして、実は来週の月曜日の下校のとき、これ、一斉下校で、1年から6年まで全部帰るわけですけれども、そのときに、今特に気をつけないかん通学班を2つに分けます。そして、あとのところが3つほどありますので、5つのほど関係するところを通学路の変更ということで、一斉下校のときからまた先生が付き添いながらやっといこうと、そんなようなところで今考えているという話をしておりますし、教育委員会もその方向でという話はさせていただいております。

もう本年度は本当にこれであとわずかで終わりますが、来年度、またそのあたりのところにも新しい1年生が入ってまいりますので、それも含めて、学校も通学路変更をあわせながら、子供たちとともに指導しながら見守っていきたいと思っております。

そういうようなことで、これからも子供たちを見守っていただいて、またよろしくこちらこそお願いしたいなと思っております。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

全く皆さんには、どこがどうなったのかというようなことがあるかもわかりませんが、これもちょっと個人情報的な問題、プライバシーの問題ということもございまして、いろいろなことがあったということで、ひとつご理解をいただきたいと思っております。そんなことで、通学路がかかっておりましたので、こんな質問をさせていただきました。

どうもありがとうございました。

○議長 奥田信宏君



以上で伊藤俊一君の1問目の質問を終わります。

あと20分ほどあります。

多少疑問もあるようでありますので、それでは本日はこの程度にとどめ延会をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。これをもって延会とします。

(午後 4時40分)